

第2次のち支える 沼津市自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのないまち めまづ～



令和6年3月
沼 津 市

はじめに

「誰も自殺に追い込まれることのないまち ぬまづ」
の実現が私たちの目標です。

全国における自殺者数は、依然として毎年2万人を超える状況にあり、本市においても毎年40人近くの方が自ら尊い命を絶っているという現実があります。

自殺はその多くが、経済的困窮、健康問題、家庭問題、勤務問題など、様々な要因が複雑に絡み合って深刻化した結果による追い込まれた末の死であると考えられており、個人の問題として片づけられない社会的要因が背景にあります。

また、自殺は身近な人にも起こりえる問題であって、決して他人事ではありません。私たち市民一人ひとりが、かけがえのない命を守ることの大切さを認識し、自殺対策の支援者として共に支え合うまちづくりを進めていきたいと考えております。

これまで、本市では、平成31年3月に策定した「いのち支える沼津市自殺対策行動計画」に基づき、地域におけるネットワークの強化、私自身もその一人として活動しているゲートキーパーをはじめとした自殺対策を支える人材の育成、各種相談支援など自殺対策を推進してまいりました。

このたび、計画期間の終期を迎えることから、現計画の成果と課題、現状分析、国の自殺総合対策大綱の見直しなども踏まえながら、新たな5年間の行動指針となる「第2次いのち支える沼津市自殺対策行動計画」を策定いたしました。

第2次計画では現計画の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのないまち ぬまづ」を継承しつつ、現状を踏まえた課題として、重点施策に「子ども・若者への取組」「女性への取組」を加えるなど、取組内容の充実を図るとともに、これまで以上に市民、地域や職場、教育機関や関係機関・民間団体と行政が連携し、協働による取組を推進してまいります。

結びに、第2次計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「いのち支える沼津市自殺対策行動計画策定懇話会」の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様及び関係者の皆様に心からお礼申し上げますとともに、計画推進に対して一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

沼津市長 頼重 秀一



目次

第1章	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の策定方法	3
5	SDGsとの関連	3
第2章	沼津市の現状と課題	5
1	統計資料から見る沼津市の自殺の現状	5
2	地域自殺実態プロファイルから見る沼津市の自殺の現状	9
3	市民を対象とした意識調査の結果から見る沼津市の現状	10
4	第1次計画の評価	18
5	分析と課題	19
第3章	計画の基本的な考え方	21
1	自殺対策行動計画の基本理念	21
2	自殺対策行動計画の基本認識	22
3	自殺対策行動計画の基本方針	22
4	自殺対策行動計画の目標	24
5	自殺対策行動計画の施策体系	26
第4章	自殺対策のための施策	27
1	基本施策	27
2	生きる支援関連施策	32
3	重点施策	37
4	施策一覧	50
第5章	計画の推進体制等	57
1	計画の推進体制	57
2	計画の進行管理	58
第6章	資料編	59
1	沼津市内の相談機関・医療機関一覧	59
2	いのち支える沼津市自殺対策行動計画策定委員会設置要綱	71
3	いのち支える沼津市自殺対策行動計画策定懇話会設置要綱	73
4	いのち支える沼津市自殺対策行動計画策定懇話会 委員名簿	74
5	調査票：沼津市民のこころの健康と自殺対策に関する意識調査	75
6	自殺対策基本法	83

第1章 計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成18年に自殺対策基本法が成立し、個人の問題であった「自殺」は社会の問題として認識されるようになりました。また、平成28年に自殺対策基本法が改正され、全ての市町村において自殺対策計画の策定が義務づけられたことから、本市においても平成30年度に「(第1次)いのち支える沼津市自殺対策行動計画」を策定しました。

自殺の原因として考えられる失業等による経済的困窮、家族の不和、子育てや介護の悩み、健康状態等、様々な要因が複合的に絡み合った結果、自殺に追い込まれてしまうと言われており、その対策も多岐の分野にわたると考えられます。そのため、自殺を社会全体の問題として捉え、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策が一体となって「生きることの包括的支援」としての対策を講じることが重要です。

本市の自殺者数は年によって増減はあるものの、自殺死亡率は国や静岡県よりも高い数値で推移しています。このような状況を鑑み、第1次計画での取組の成果と課題、令和4年に改定された新たな「自殺総合対策大綱」や市民意識調査の結果等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症のような非常事態による影響も考慮しながら、「誰も自殺に追い込まれることのないまち ぬまづ」の実現を目指し、市全体で自殺対策を推進していくため、第2次計画を策定します。

2 計画の期間

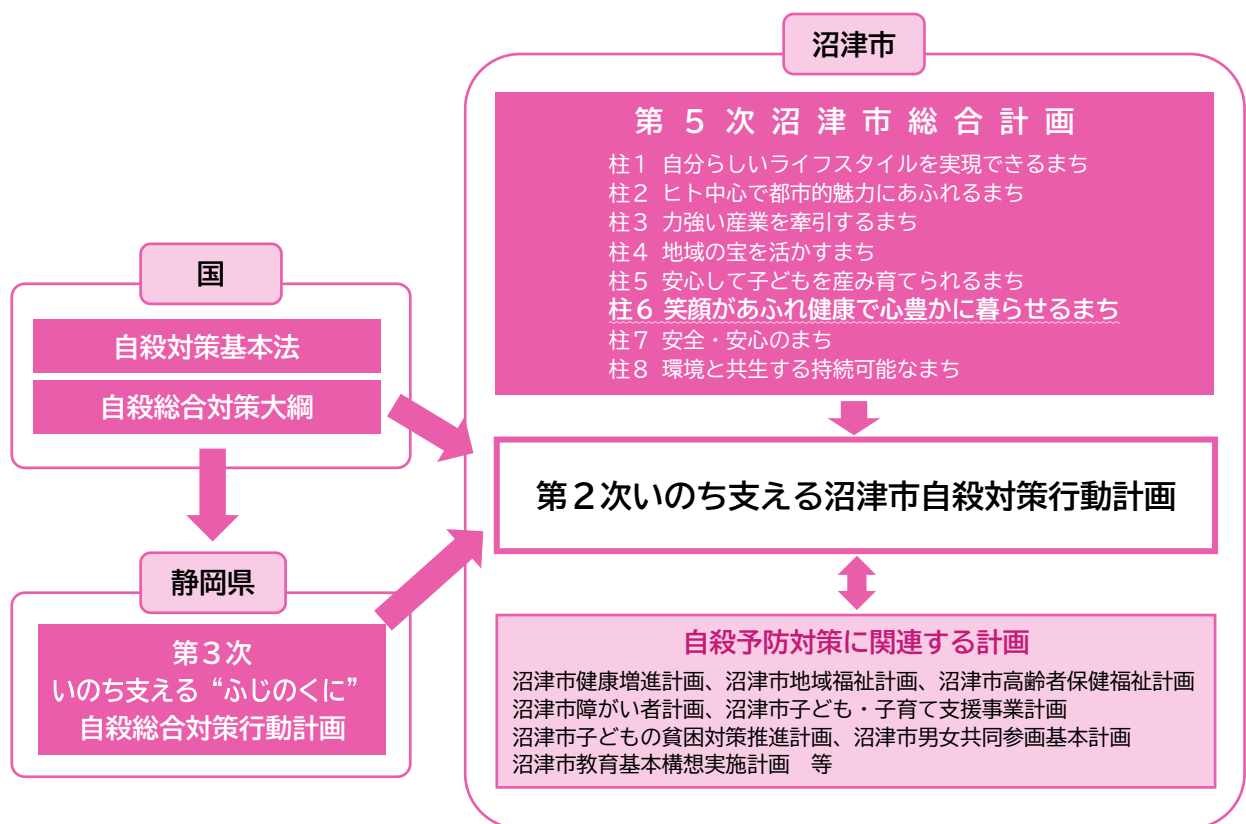
本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。令和9年度には新たな計画のための市民意識調査、令和10年度には計画の見直しを予定しています。ただし、計画期間中であっても、見直しが必要だと判断された場合には最終年度を待たずに計画の見直しを行います。

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
市民意識調査	実施					実施予定	
計画策定		実施					実施予定
いのち支える 沼津市自殺対策 行動計画	第1次 (令和元年度～令和5年度)		第2次 (令和6年度～令和10年度)				

3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項により市町村に策定が義務づけられている「市町村自殺対策計画」であるとともに、本市の最上位計画である「第5次沼津市総合計画」のまちづくりの柱の一つである“笑顔があふれ健康で心豊かに暮らせるまち(健康・福祉)”の一部を構成する計画です。

計画の策定にあたり、国の「自殺総合対策大綱」、静岡県「第3次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」との整合を図るとともに、地域の実情に応じた内容となるように努めています。



4 計画の策定方法

(1) 市民を対象としたアンケートの実施

第2次のいち支える沼津市自殺対策行動計画を策定するにあたり、市民の現状を把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和4年度に「沼津市民のこころの健康と自殺対策に関する意識調査」を実施しました。調査結果は、第2章に掲載しています。

(2) 「いち支える沼津市自殺対策行動計画策定懇話会」等による検討

計画策定に向け、広く市民からの意見を求めるため、保健・医療・福祉・労働・司法に関する団体等から推薦を受けた者、関係行政機関の職員、公募による市民が参加する「いち支える沼津市自殺対策行動計画策定懇話会」において、計画案の内容について協議をし、策定しました。また、庁内では、「いち支える沼津市自殺対策行動計画策定委員会」を設置し、関係各課職員等による自殺対策行動計画の策定に係る協議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定に際し、市民の意見を取り入れる機会として、パブリックコメントによる意見聴取を実施しました。

- ・素案の閲覧方法：沼津市ホームページ等
- ・意見の提出方法：郵送、ファクス、直接持参、電子メール
- ・募集期間：令和6年1月9日（火）～令和6年2月7日（水）
- ・意見件数：0件

5 SDGsとの関連

世界保健機関(WHO)が、「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」とであると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっています。この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

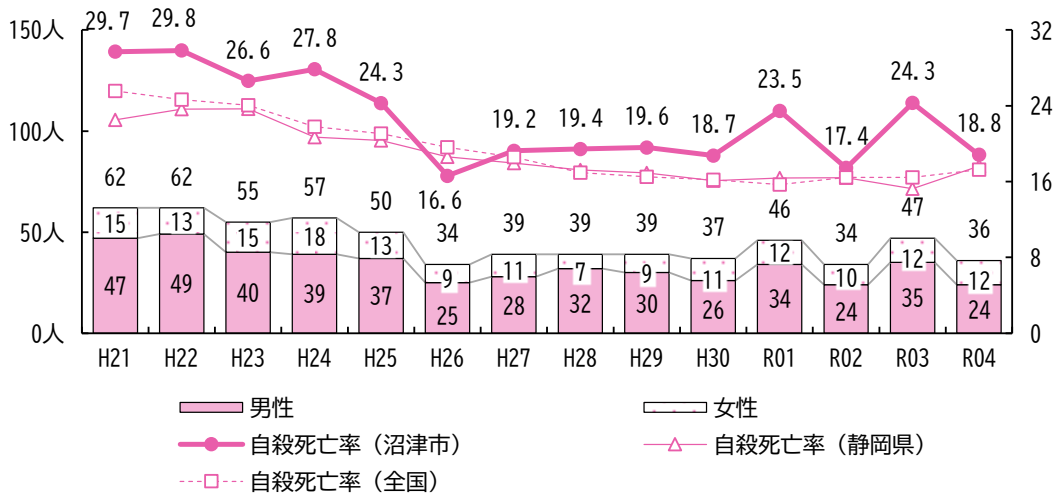


第2章 沼津市の現状と課題

第2章 沼津市の現状と課題

1 統計資料から見る沼津市の自殺の現状

(1) 性別自殺者数・自殺死亡率



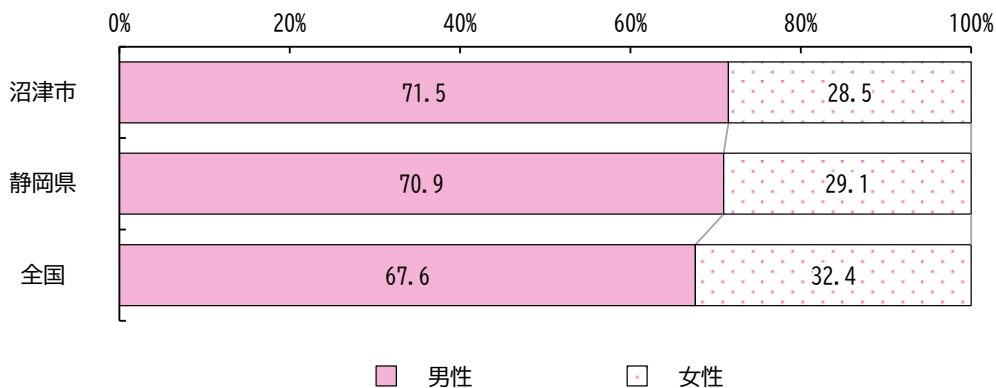
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数のことです。

令和4年の自殺者数は36人で、性別で見ると「男性」が24人、「女性」が12人となっています。また、自殺死亡率は18.8でした。

平成21年以降の推移を見ると、年によって人数は増減するものの、平成26年以降は40人前後で推移することが多くなっています。性別で見ると、「男性」が「女性」の2倍以上で推移しており、年によっては最大4.6倍となっています。自殺者数を男女別に比較すると、平成25年～平成29年の合計は男性152人、女性49人、平成30年～令和4年の合計は男性143人、女性57人となっており、女性の自殺者数は増加しています。また、自殺死亡率は、静岡県や全国と比較すると、高い水準で推移していることがわかります。

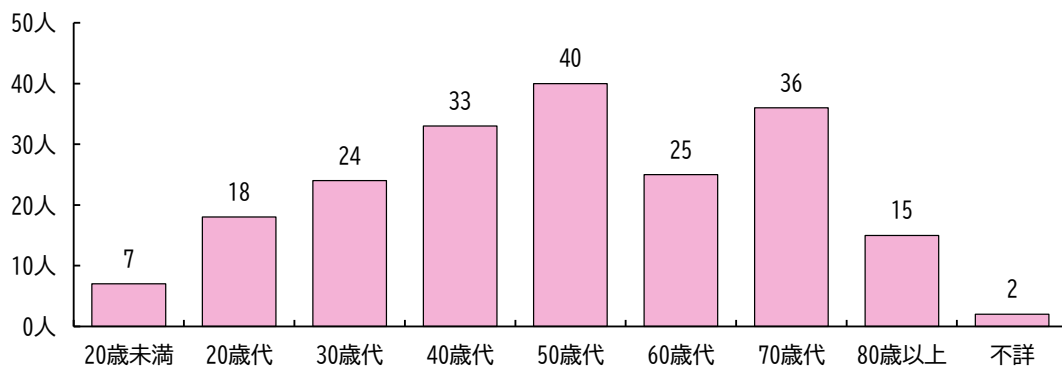
(2) 性別自殺者割合の比較 (平成30年～令和4年合計)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

性別自殺者割合を静岡県や全国と比較すると、全国に比べて「男性」が多く、「女性」が少ないものの、静岡県とは大きな差異はみられません。

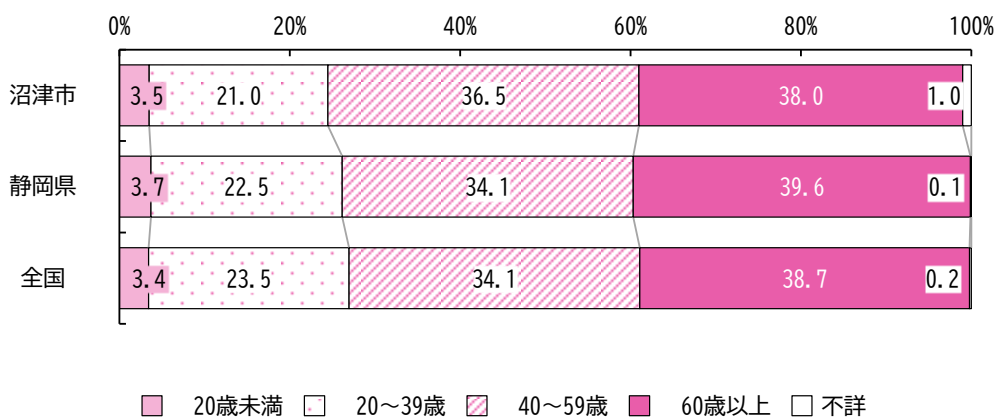
(3) 年代別自殺者数（平成30年～令和4年の合計）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

年代別自殺者数は、50歳代までは年代が高くなるほど多く、特に40歳代、50歳代、70歳代で多くなっています。

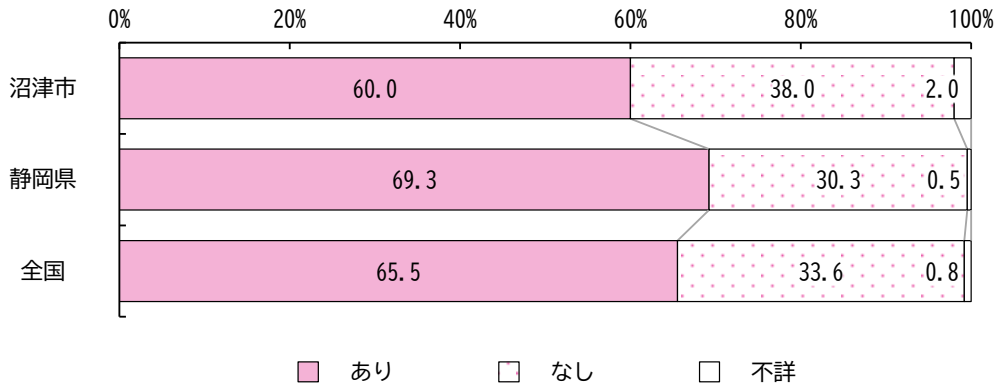
(4) 年代別自殺者割合の比較（平成30年～令和4年合計）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

年代別自殺者割合を静岡県や全国と比較すると、大きな差異はみられません。

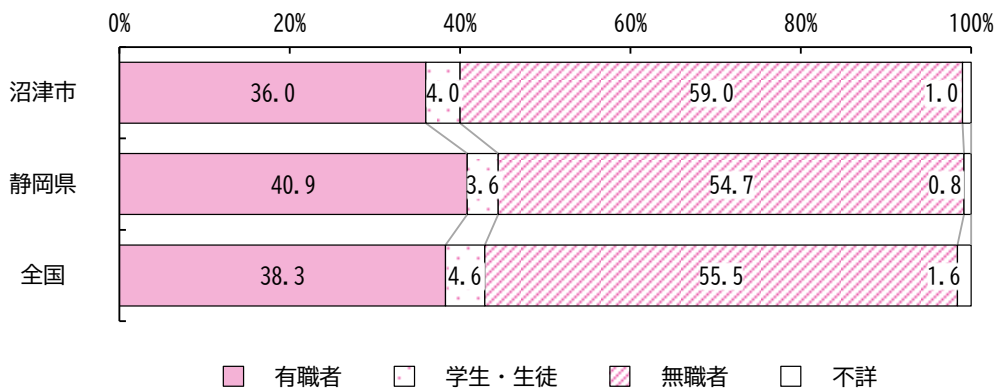
(5) 同居人の有無別自殺者割合の比較（平成30年～令和4年合計）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

同居の有無別自殺者割合を静岡県や全国と比較すると、静岡県・全国に比べて「あり」が少なく、「なし」が多くなっています。

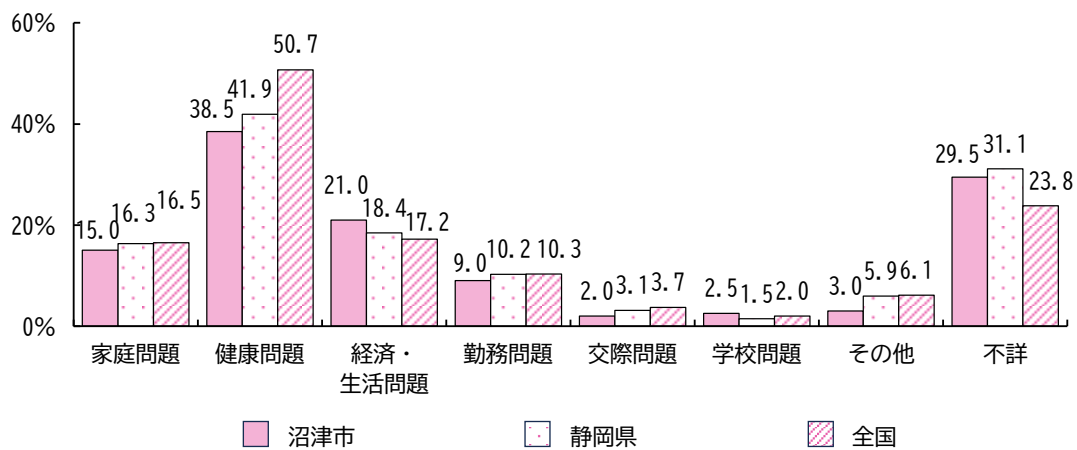
(6) 職業別自殺者割合の比較（平成30年～令和4年合計）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

職業別自殺者割合を静岡県や全国と比較すると、静岡県・全国に比べて「有職者」が少なく、「無職者」が多くなっています。

(7) 原因・動機別自殺者割合の比較 (平成30年～令和4年合計)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※統計上、原因・動機を複数（3つまで）計上している場合があります。

原因・動機別自殺者割合を静岡県や全国と比較すると、全国に比べて「健康問題」が少なく、「経済・生活問題」がわずかに多くなっています。静岡県とは大きな差異はみられません。

2 地域自殺実態プロファイルから見る沼津市の自殺の現状

(1) 国が示した沼津市の地域特性

いのち支える自殺対策推進センターから提供された地域自殺実態プロファイル2022によると、本市において重点的に取り組むべき施策は、生活困窮者、勤務・経営、高齢者となっています。

地域の主な自殺者の特徴（2017～2021年合計）

	自殺者の特性 上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位	男性 60歳以上 無職同居	28人	13.8%	38.6	失業（退職）→ 生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→ 自殺
2位	男性 60歳以上 無職独居	25人	12.3%	147.1	失業（退職）+死別・離別→ うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位	男性 40～59歳 有職同居	22人	10.8%	21.8	配置転換→過労→ 職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→ うつ状態→自殺
4位	男性 40～59歳 無職同居	13人	6.4%	151.5	失業→生活苦→借金+家族間の不和→ うつ状態→自殺
5位	女性 60歳以上 無職同居	13人	6.4%	10.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したものです。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したものです。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意ください。

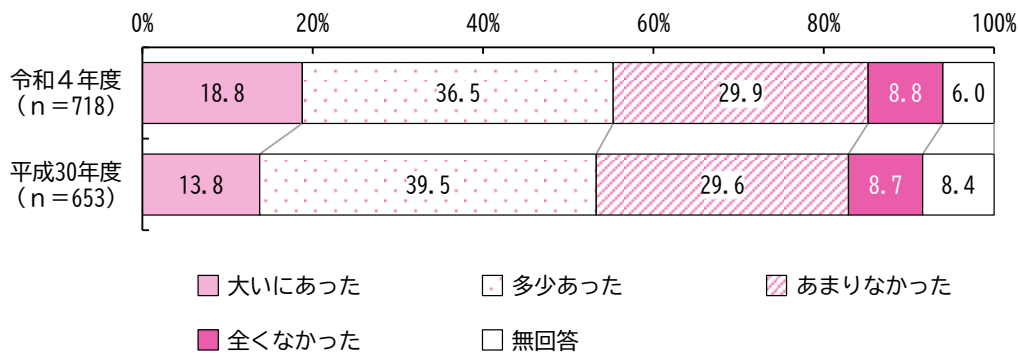
3 市民を対象とした意識調査の結果から見る沼津市の現状

調査の概要

- ・対象者 : 18歳以上の沼津市民を無作為抽出した1,900人
- ・調査期間: 令和4年9月14日～9月30日
- ・調査方法: 郵送による配布・回収
- ・回収結果: 配布数 1,900件 回収数 719件 有効回答数 718件 有効回収率 37.8%

(1) 悩みやストレスについて

① この1か月間における不満、悩み、苦勞等によるストレスの有無



「大いにあった」が18.8%、「多少あった」が36.5%、「あまりなかった」が29.9%、「全くなかった」が8.8%となっています。『あった』（大いにあった+多少あった）は55.3%で、半数以上の人にストレスがあるという結果となっています。

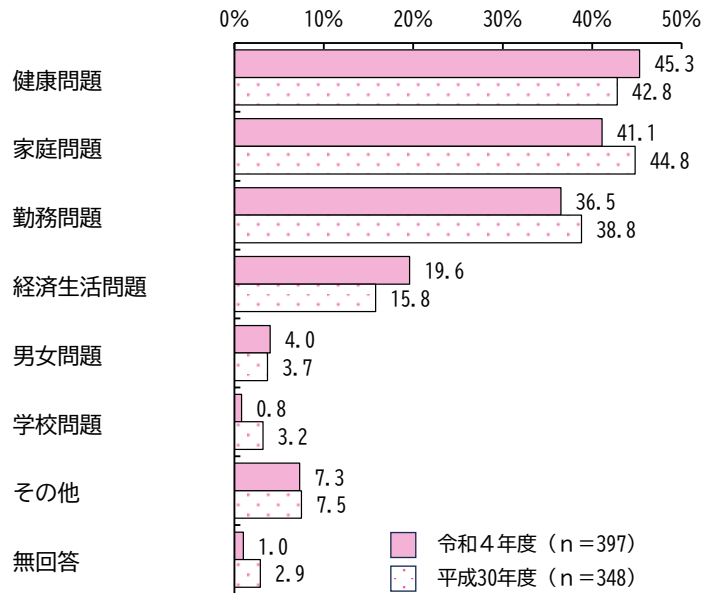
平成30年度調査と比較すると、「大いにあった」が5.0ポイント高くなっています。

調査結果を見る際の注意事項

- (1) 比率は全て百分率であらわし、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- (2) 基数となるべき調査数は、nと表示しており、百分率はこれを100%として算出しています。
- (3) 複数個の回答が許されている設問においては、百分率の合計が100%を超えることがあります。
- (4) スペースの問題上、選択肢を省略している部分や加工をしている部分があります。
- (5) この調査結果は計画策定にあたり重要な問を抜粋して掲載しています。 調査結果の全編はこちら ⇒



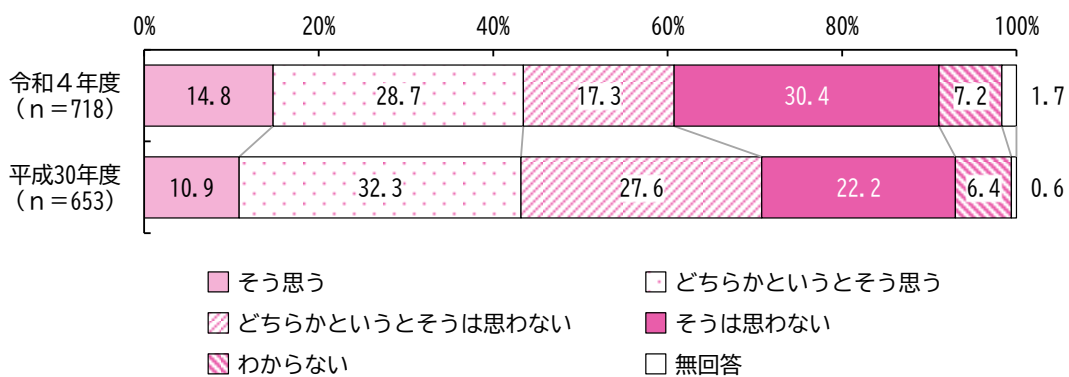
② ストレスの原因（複数回答）



「健康問題」が45.3%と最も多く、次いで「家庭問題」が41.1%、「勤務問題」が36.5%などとなっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。

③ 悩みやストレスを感じたときに、相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるか



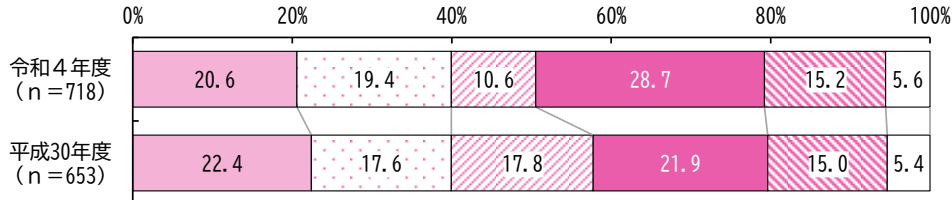
「そうは思わない」が30.4%と最も多く、次いで「どちらかというと思う」が28.7%、「どちらかというとは思わない」が17.3%などとなっています。

平成30年度調査と比較すると、令和4年度調査で「そうは思わない」が8.2ポイント高くなっている一方で、「そう思う」も3.9ポイント高くなっており、相談したり、助けを求めたりすることに対して、ためらいを感じる・感じないがよりはっきりした結果となっています。

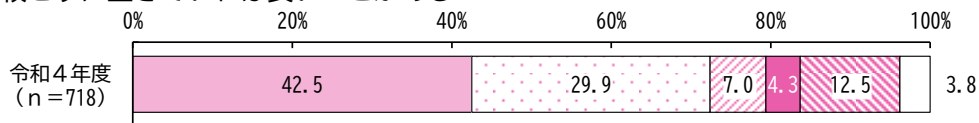
(2) 自殺に関することについて

① 自殺についての考え

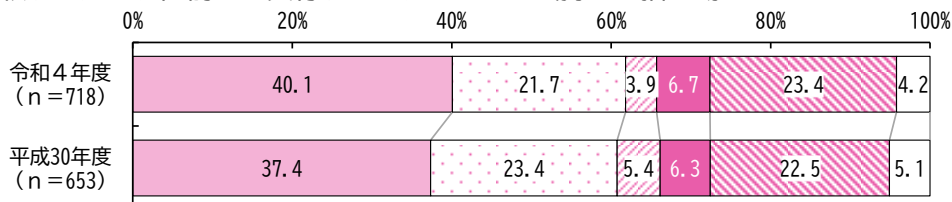
ア) 生死は最終的に本人の判断に任せるべきである



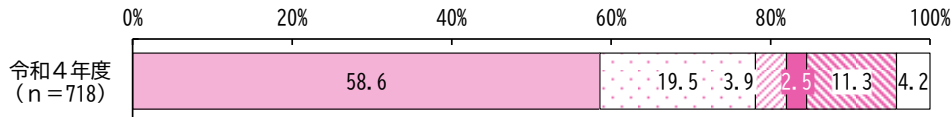
イ) 自殺せずに生きていけば良いことがある



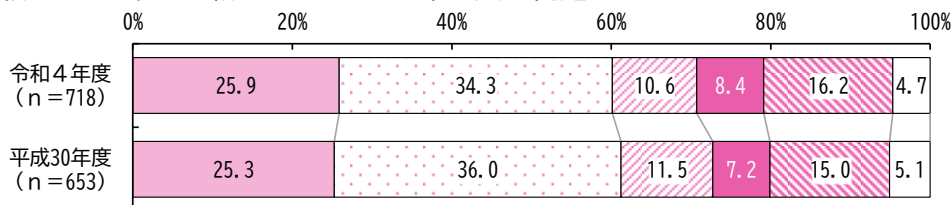
ウ) 自殺する人は、直前まで実行するか、やめるか気持ちが揺れ動いている



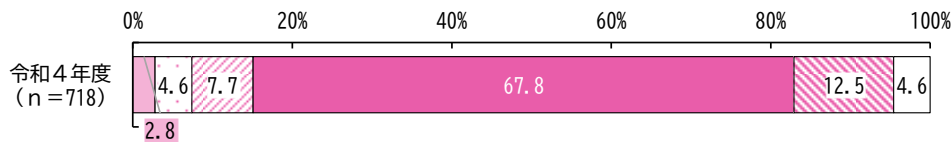
エ) 自殺する人は、よほどつらいことがあったのだと思う



オ) 自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である



カ) 責任を取って自殺することは仕方がない



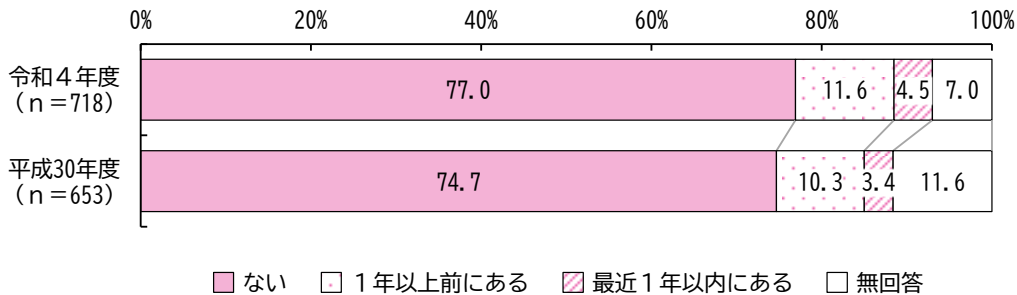
そう思う
 ややそう思う
 ややそう思わない
 そう思わない
 わからない
 無回答

※平成30年度調査では、イ) 自殺せずに生きていけば良いことがある、エ) 自殺する人は、よほどつらいことがあったのだと思う、カ) 責任を取って自殺することは仕方がない、については調査していません。

「そう思う」は、エ) 自殺する人は、よほどつらいことがあったのだと思うで約6割、イ) 自殺せずに生きていけば良いことがある と ウ) 自殺する人は、直前まで実行するか、やめるか気持ちが揺れ動いているは、4割以上と多くなっています。

平成30年度調査と比較すると、いずれの考え方においても大きな差異はみられません。

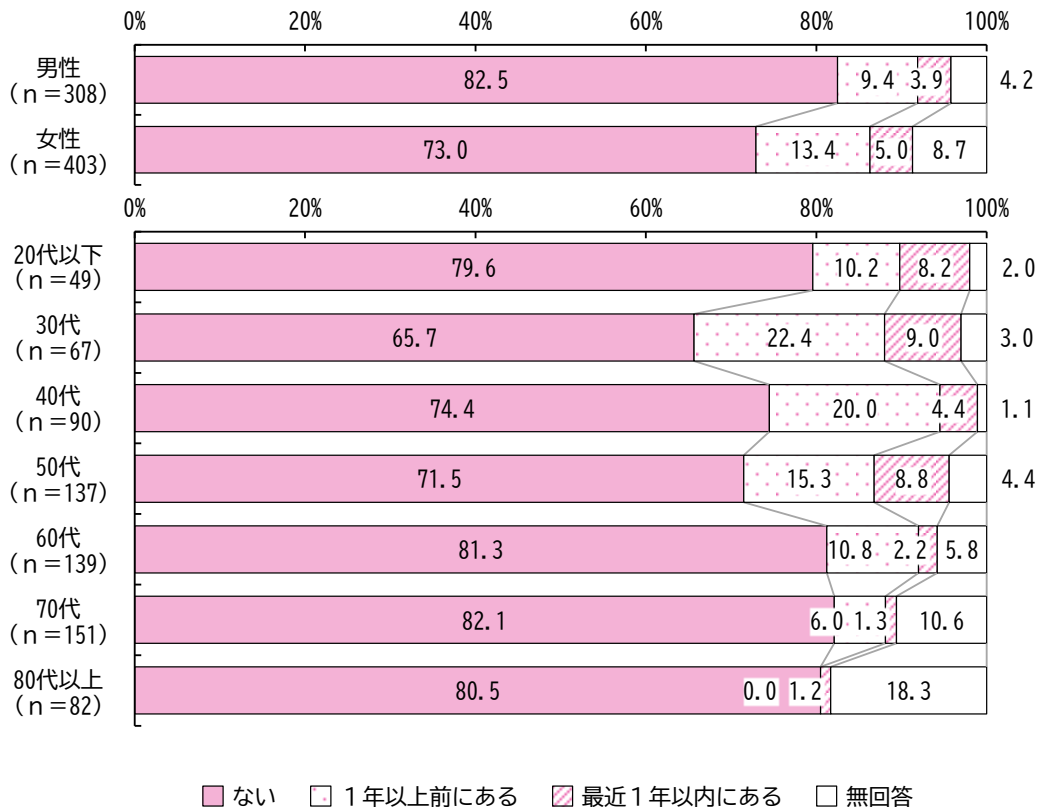
② これまでの人生のなかで、本気で自殺をしたいと考えたことの有無



「ない」が77.0%、「1年以上前」が11.6%、「最近1年以内」が4.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。

<令和4年度 性別・年代別>

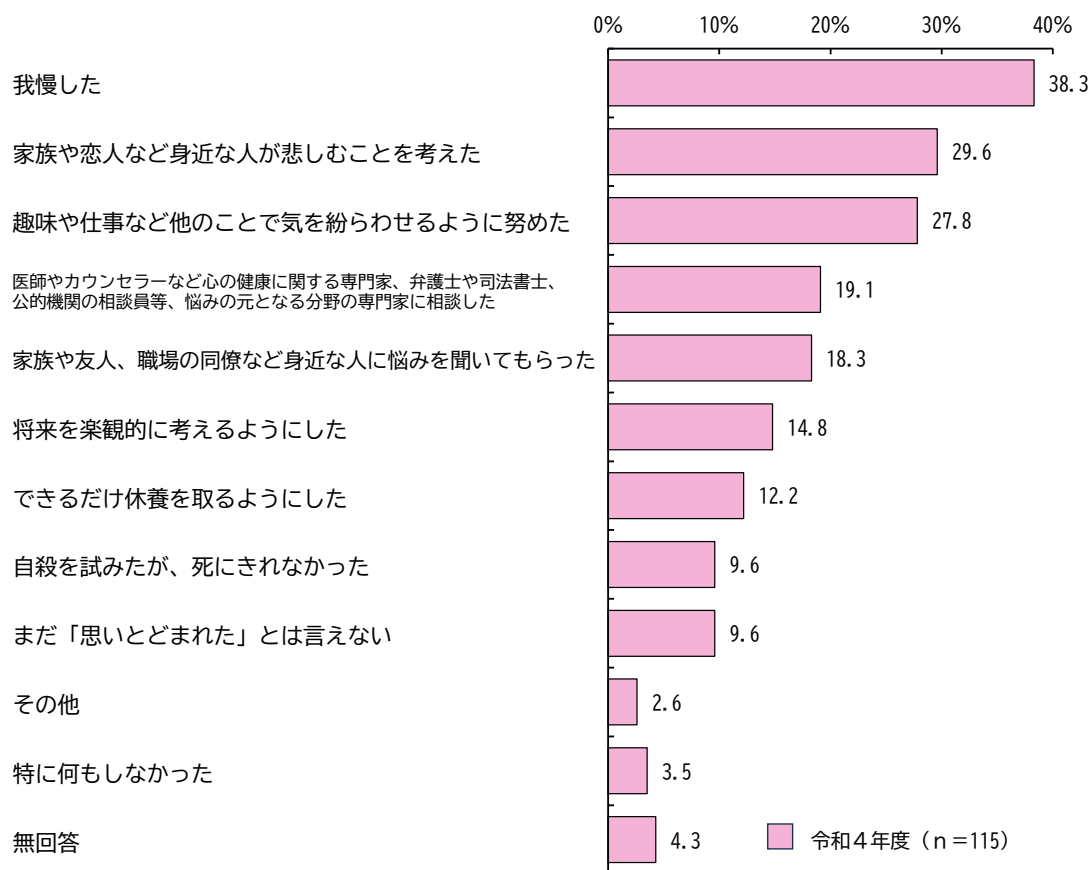


性別で見ると、「ない」が女性より男性で多くなっています。

年代別で見ると、「ない」が30代で少なくなっています。また、「1年以上前」は30代・40代で2割を超えて多くなっています。「最近1年以内」は全ての年代で1割未満ですが、20代以下・30代・50代で8%を超えています。

(3) 自殺したいと考えたことについて

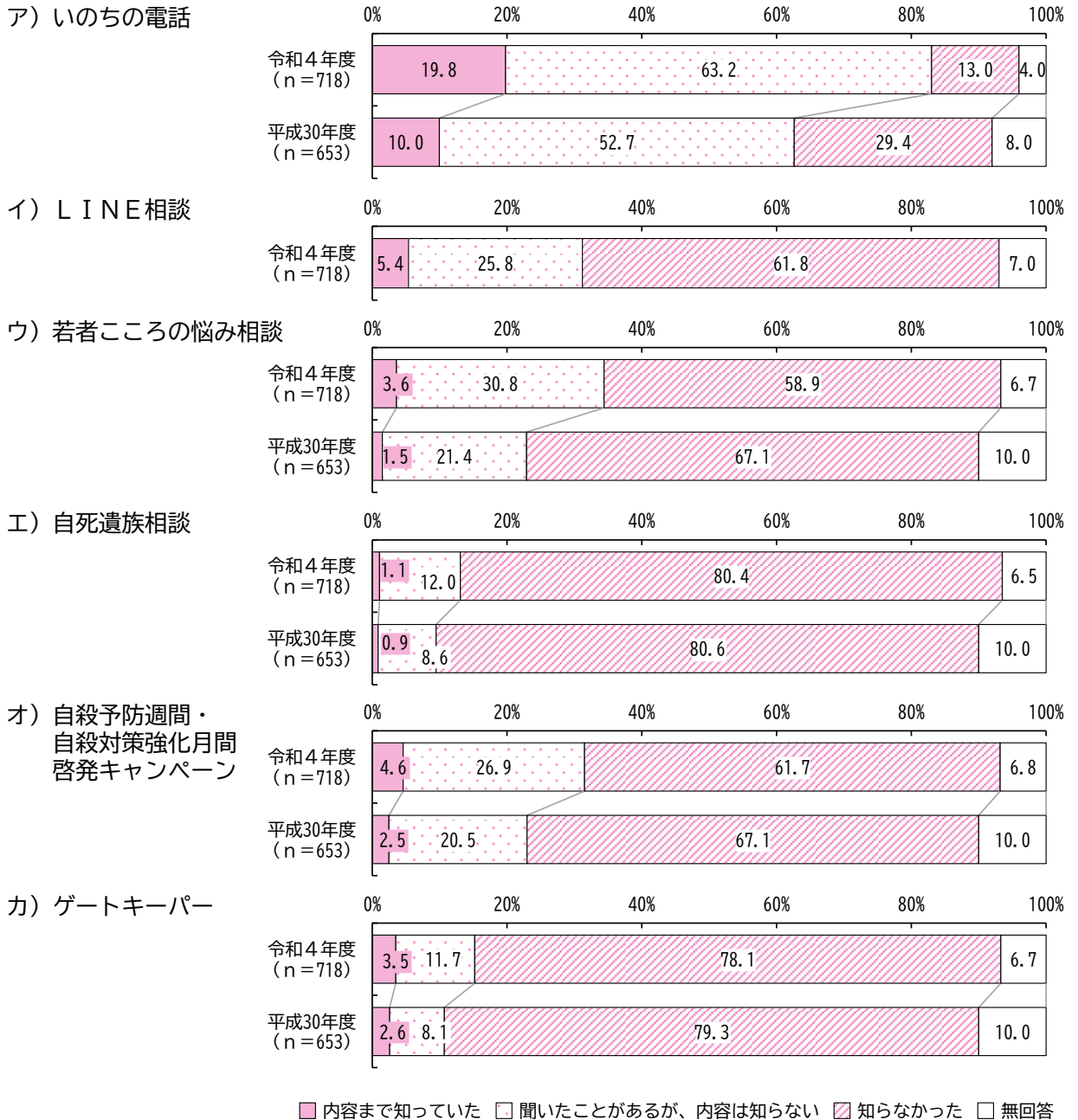
① 自殺したいと考えたときの対処方法（複数回答）



「我慢した」が38.3%と最も多く、次いで「家族や恋人など身近な人が悲しむことを考えた」が29.6%、「趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた」が27.8%などとなっています。

(4) 自殺対策・予防等について

① 公的制度・サービス等の認知状況

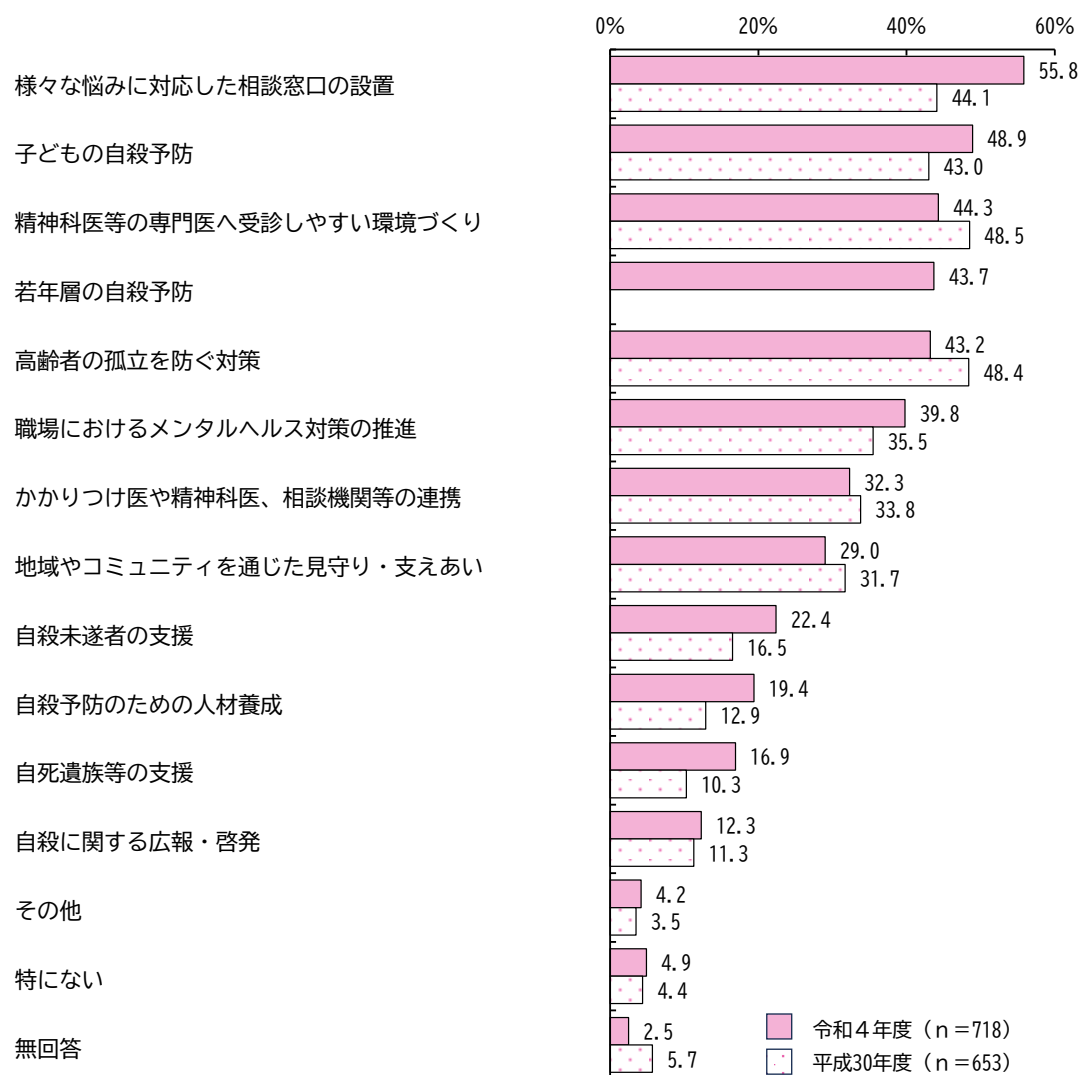


※平成30年度調査では、イ) LINE相談 については調査していません。

「内容まで知っていた」は、ア) いのちの電話で19.8%と6項目の中で最も多いものの、認知状況としてはそれほど高くありません。エ) 自死遺族相談、カ) ゲートキーパーでは、「知らなかった」が約8割と多くなっています。

平成30年度調査と比較すると、ア) いのちの電話で「内容まで知っていた」が多く、ウ) 若者こころの悩み相談、オ) 自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発キャンペーンで「聞いたことがあるが、内容は知らない」が多くなっています。

② 今後求められると思う自殺対策（複数回答）



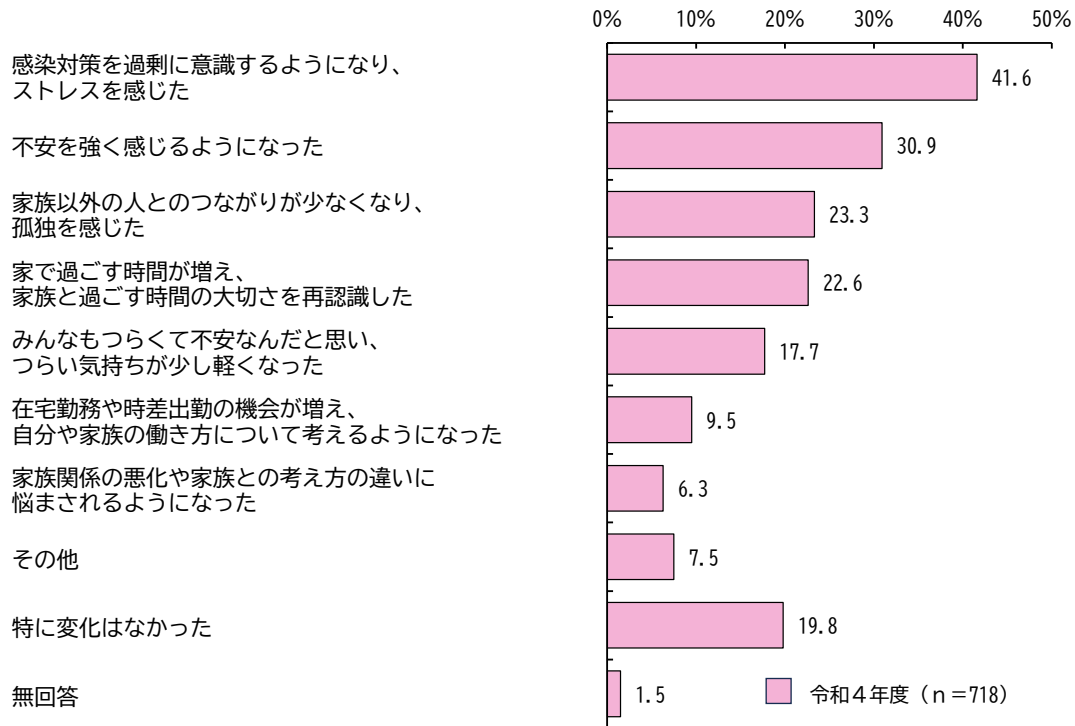
※平成30年度調査では、「若年層自殺予防」という選択肢は設けていません。

今後求められる自殺対策では、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が55.8%と最も多く、次いで「子どもの自殺予防」が48.9%、「精神科医等の専門医へ受診しやすい環境づくり」が44.3%などとなっています。

平成30年度調査と比較すると、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」、「子ども自殺予防」、「自殺未遂者の支援」、「自殺予防のための人材養成」、「自死遺族等の支援」が多く、「高齢者の孤立を防ぐ対策」が少なくなっています。

(5) 新型コロナウイルス感染症について

① 新型コロナウイルス感染症流行以降の心情や考えの変化（複数回答）



新型コロナウイルス感染症流行以降の自身の心情や考えの変化では、「感染対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた」が41.6%と最も多く、次いで「不安を強く感じるようになった」が30.9%、「家族以外の人とのつながりが少なくなり、孤独を感じた」が23.3%などとなっています。

4 第1次計画の評価

(1) 主要な指標の評価

第1次計画で設定した主要な指標である自殺死亡率・自殺者数の目標は、両指標とも達していない状況となっています。

	計画目標値 (令和5年)	現状 (令和4年実績)
自殺死亡率	16.4以下	18.8
自殺者数	33人以下	36人

(2) 施策の指標の評価

第1次計画で設定した施策の指標は、ゲートキーパー養成講座の開催やリーフレットの設置、SOSの出し方教育の実施については計画目標値を達成できました。しかし、ゲートキーパーについての理解や認知状況、自殺予防週間・自殺対策強化月間の認知状況は計画目標値に達していない状況となっています。

取組指標	計画目標値 (令和5年度まで)	現状 (令和4年度実績)	
市職員等に向けたゲートキーパー養成講座の開催	2回/年	2回	
一般市民に向けたゲートキーパー養成講座の開催	2回以上/年	5回	
ゲートキーパーについて 理解できたと回答 (受講者アンケート)	①市職員向け	64.3%	
	②専門職向け	87.0%	
	③一般市民向け	81.5%	
	④地区開催	70%以上	64.5%
	⑤地区開催	59.4%	
	⑥地区開催	72.2%	
	⑦地区開催	82.1%	
ゲートキーパーの認知度	33.0%	15.2% [※]	
自殺予防週間・自殺対策強化月間の認知度	40.0%	31.5% [※]	
リーフレット 「こころの悩みに関する相談機関一覧」の 設置箇所	14か所以上	139か所	
SOSの出し方教育の実施	継続実施	実施	

※市民意識調査で「内容まで知っていた」、「聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答した人の合計をもとに算出しました。

5 分析と課題

(1) 複雑・多様化する悩みに対応した相談体制が必要

現状

【市民意識調査】

- ①悩み等によるストレスの有無は、『あった』が55.3%
- ②ストレスの原因は、「健康問題」、「家庭問題」、「勤務問題」が多い
- ③本市に求める自殺対策は、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が55.8%と最も多い
- ④『いのちの電話』の認知状況は他の公的制度・サービス等よりは高いものの、「内容までは知っていた」は約2割

課題

半数以上がストレスを感じていて、相談窓口のニーズが高い



◎相談体制の充実

例えば、属性や世代を問わない包括的な相談窓口

(2) 自殺対策に係る人材（ゲートキーパー）を増やし、市民一人ひとりの気付きと見守りを促すことが必要

現状

【市民意識調査】

- ①悩みやストレスを感じたときに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる人が43.5%
- ②ゲートキーパーを「知らなかった」と回答した人が78.1%
- ③自殺したいと考えたときの対処方法は「我慢した」と回答した人が38.3%

課題

悩みやストレスを抱えた時に、抱え込んでしまう人が多い傾向



◎ゲートキーパー養成数の増加

◎相談窓口のより一層の周知

例えば、一般市民及び専門職に対してゲートキーパー養成講座の実施
相談機関一覧の配布

(3) 自殺対策の重点対象となっている生活困窮者、勤務・経営、高齢者への取組の更なる強化に加え、子ども・若者及び女性への取組も必要

現状

【統計データ】

- ①地域自殺実態プロファイルより、重点的に取り組むべき対象として、生活困窮者、勤務・経営、高齢者が示された
- ②本市における自殺者数は、例年、男性が女性の2倍以上だが、平成30年～令和4年の合計と、平成25年～平成29年の合計を比較すると、女性の自殺者数が増加している
- ③20歳未満の自殺者数は、平成29年～令和3年の5年間で3人だが、令和4年は1年間で4人である

課題

生活困窮者、勤務・経営、高齢者に対して、引き続き重点的な対策が必要

子ども・若者及び女性の自殺者の増加幅が大きい



◎生活困窮者、勤務・経営、高齢者への取組の更なる強化に加え、子ども・若者及び女性を対象とした重点的な対策の実施

例えば、企業従業員へのこころの健康についての普及啓発
困難な問題を抱える女性への支援
児童生徒に対する相談窓口の充実

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 自殺対策行動計画の基本理念

自殺を考える可能性がある方は、一部の方に限りません。「生きることの阻害要因」が「生きることの促進要因」を上回った時に、自殺のリスクが高くなると言われているように、「生きることの阻害要因」が増加することで誰もが自殺に追い込まれてしまう可能性があります。

「生きることの阻害要因」は生活困窮や失職、介護疲れ等の生きる上での不安な状況を指し、「生きることの促進要因」は自己肯定感や社会とのつながり、危機回避能力等の生きる上で立ち足る問題から自身を守る方法を指します。

「生きることの促進要因」を増やし、「生きることの阻害要因」をできる限り減少させることが自殺対策の主軸であり、行政や企業、地域、市民がそれぞれの立場からそのための行動を起こすことが求められています。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「誰も自殺に追い込まれることのないまち ぬまづ」を第1次計画と同じく基本理念に設定します。自殺を個人の問題として捉えるのではなく、社会として自殺対策に取り組むとともに、市民が積極的に生きることができるように様々な施策を実行していきます。

誰も自殺に追い込まれることのないまち ぬまづ



いのち支える

2 自殺対策行動計画の基本認識

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺に至る際には正常な判断ができないほど精神的に追い詰められた状態にあることがわかっており、自殺以外の選択肢を考えることができない状況にあると言えることから、自殺は個人の自由な意思や選択の結果というよりは、様々な問題を抱える等した結果として自殺に追い込まれてしまうことが多いと言えます。

(2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

自殺対策基本法が成立した平成18年以降、自殺者数は減少傾向にありました。それまで年間3万人を超えていた自殺者数は、2万人近くにまで減少し、我が国における自殺対策は一定の成果があったと考えられます。しかし、令和元年12月に新型コロナウイルス感染症が確認されてから、状況は一変します。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や経済状況の悪化等を背景に、令和2年には子どもや女性の自殺者が増加し、11年ぶりに自殺者数が前年を上回りました。その後も女性の自殺者は増加傾向、20歳未満の自殺者は700人台で推移しており、非常事態はいまだ続いていると言えます。(警察庁「令和4年中における自殺の状況」)

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

新型コロナウイルス感染症が国内で感染拡大したことで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じた結果、「生きることの阻害要因」が増加したと考えられます。引き続き、これらの変化が自殺に及ぼす影響について動向を見守っていく必要があります。

(4) 地域レベルの実践的な取組をP D C Aサイクルを通じて推進する

自殺対策基本法の目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現」としており、地域づくり・社会づくりを広い意味で自殺対策と捉えています。そのため、地方公共団体には、地域の実情に応じた地域自殺対策計画の策定を求めています。そこで、国は地方公共団体に地域の特性から実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供するとともに、その政策パッケージの成果を分析・改善することで、次の計画に活かせるより精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元するように努めています。このように国と地方公共団体が連携して全国的なP D C Aサイクルを機能させることで、常に進化している自殺対策を推進していきます。

3 自殺対策行動計画の基本方針

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

自殺は、社会が努力することで防ぐことのできる死という認識が世界的に広まっています。自殺の原因となり得る要因は様々ですが、そのうちの失業や多重債務、長時間労働等の社会的な要因は、公的な支援や専門的な相談窓口につながることで解決に近づくことができます。また、個人的な要因であっても、専門職の介入等を通じて自殺を思い留まらせることができます。このように社会が生きることの包括的な支援として自殺対策に取り組み、一人ひとりの生活を守ることで、自殺リスクを低下させます。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺は精神保健分野だけの問題ではなく、社会的・経済的な視点からも対策に取り組む必要があります。自殺リスクが高い方が精神保健分野に必ずつながっているとは限らないことから、あらゆる機会に自殺リスクが高い方を見付けて支援につなげるためにも、様々な分野が連携して自殺対策に取り組む必要があります。また、支援につながりにくい方等を地域で早期に発見して確実に支援につなげるよう、包括的な相談支援体制の構築を進めていきます。

また、令和5年5月に孤独・孤立対策推進法が成立しました。孤独・孤立の問題を抱える当事者やその家族に対する支援を行っていくことは、自殺予防につながるものであるため、孤独・孤立対策とも連携を図っていく必要があります。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策施策を下記の3つのレベルに分け、それぞれを連動させることで、自殺対策を総合的に推進します。また、それぞれのレベルごとに「事前対応」、「自殺発生の危機対応」、「事後対応」の段階ごとの施策を講じます。

- ① 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- ② 複雑な問題を抱える人に対する包括的な支援として関係機関等による実務連携等の「地域連携のレベル」
- ③ 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺は「誰にも起こり得る危機」であることを根気強く周知するとともに、その状況に陥った場合には誰かに助けを求めるべきであることを社会全体の共通認識となるように積極的に周知していきます。

また、自殺に対する偏見が遺族等支援の妨げとなることがあるため、精神疾患に対する偏見だけでなく、自殺に対する偏見の払拭にも取り組んでいきます。

(5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

自殺対策の推進には、国や地方公共団体だけでなく、関係団体、民間団体、企業、市民等の連携・協働が不可欠です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化・共有化した上で、相互に協力・連携できる体制を構築することが必要となります。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策基本法では、自殺者や自殺未遂者、その家族等の名誉及び生活の平穩に配慮するとともに、それを不当に侵害することが無いように定められています。自殺対策に関わる方々は、このことを念頭に置いた取組が求められます。

4 自殺対策行動計画の目標

(1) 主要な指標

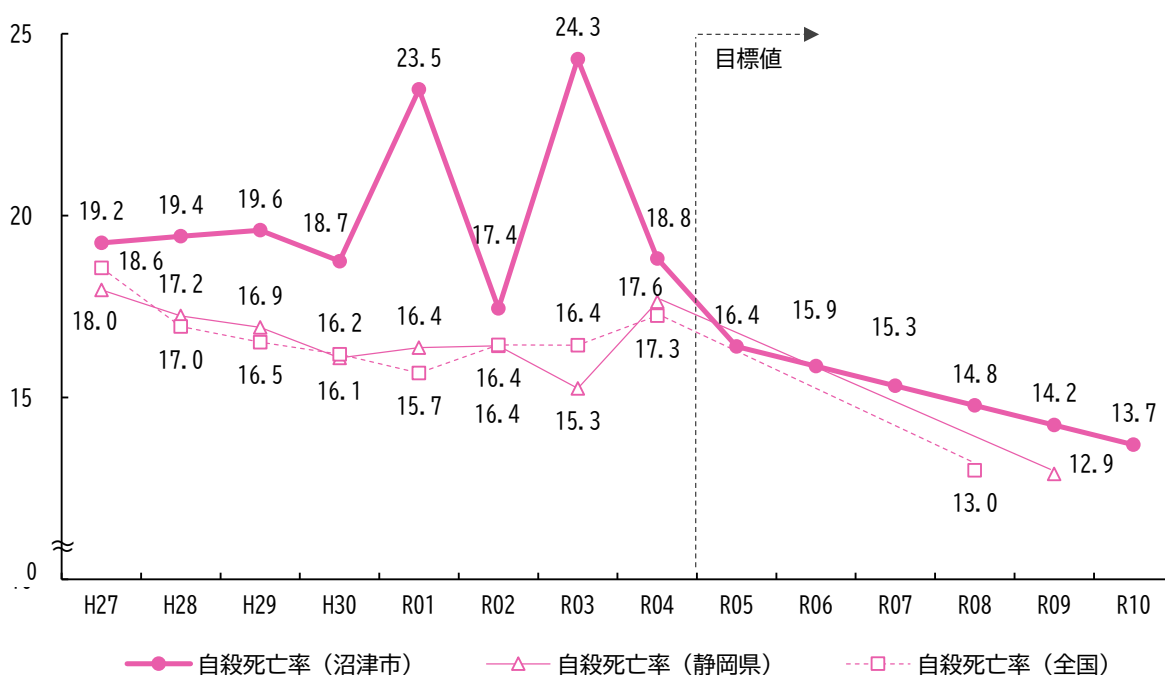
本市では、自殺対策行動計画の成果を測る主要な指標として「自殺死亡率」を用います。国が令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることを数値目標に掲げていることから、本市の第1次計画でも国に沿って平成29年を起点とする10年間の数値目標を設定していました。また、第1次計画の最終年度にあたる令和5年の数値目標も設定していました。

目標年度である令和10年は本計画の最終年度であることから、本計画でも、第1次計画同様、令和10年までに自殺死亡率を平成29年と比べて30%以上減少させる数値目標を継続します。

第1次計画で設定した目標は達していないこと、自殺死亡率が国や県より高い水準で推移していることから、本計画によって着実に目標値を達成できるよう、それぞれの施策を強力に推進していきます。

	第1次計画		第2次計画	
	実績値 (平成29年)	計画目標値 (令和5年)	現状 (令和4年)	計画目標値 (令和10年)
自殺死亡率	19.6	16.4以下	18.8	13.7以下
自殺者数	39人	33人以下	36人	24人以下*

*第2次計画の自殺者数は令和10年の推計人口から算出しました。



※全国・静岡県の目標値は、自殺総合対策大綱・第3次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画から引用しました。沼津市においては第1次計画で定めた自殺死亡率の目標値を継続します。

(2) 施策の指標

取組指標	計画目標値 (令和5年度まで)	現状 (令和4年度実績)	計画目標値 (令和10年度まで)
ゲートキーパーの認知度	33.0%	15.2%*	33.0%
ゲートキーパーの養成数(累計)	—	762人	1,702人
自殺予防週間/自殺対策強化月間の認知度	40.0%	31.5%*	40.0%
企業従業員へのこころの健康についての普及啓発	—	—	年1回以上
SOSの出し方教育の実施	継続実施	実施	継続実施

※市民意識調査で「内容まで知っていた」、「聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答した人の合計をもとに算出しました。

コラム

自殺予防週間・自殺対策強化月間とは……



毎年9月10日～16日は「自殺予防週間」として、また、月別自殺者数が最も多い3月は「自殺対策強化月間」として、啓発活動を実施しています。
この活動をきっかけに、あなたも自殺防止について考えてみてください。

5 自殺対策行動計画の施策体系

本計画の施策体系は、国の自殺総合対策大綱、静岡県第3次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画とその理念を共にしています。

本計画の基本理念「誰も自殺に追い込まれることのないまち ぬまづ」を実現するために、それぞれの施策を計画的に推進していきます。

基本理念		誰も自殺に追い込まれることのないまち ぬまづ
1 基本 施策	全国の自治体で実施される共通した取組	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域におけるネットワークの強化 (2) 自殺対策を支える人材の育成 (3) 市民への啓発と周知 (4) 生きることの促進要因への支援 	
2 生きる 支援 関連 施策	行政及び民間団体等が実施する生きることを支援する取組	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭生活における問題に関する支援 (2) 心身の健康問題に関する支援 (3) 生きることの包括的な支援 	
3 重点 施策	国から示された沼津市における優先的な課題（ハイリスク群）や現状から重きを置くべきと判断した取組	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活困窮者への取組 (2) 勤務・経営問題に関する取組 (3) 高齢者への取組 (4) 子ども・若者への取組 (5) 女性への取組 	

第4章 自殺対策のための施策

第4章 自殺対策のための施策

1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

関連するSDGsのゴール



① 地域におけるネットワークの強化

1) 自殺対策に関する連絡会の開催

(健康づくり課)

関係機関等で構成する自殺対策に関する連絡会を開催し、社会全体での取組を進めます。

② 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

1) 専門医や専門病院への紹介・連携

(沼津医師会)

うつ病やアルコール依存症、統合失調症など、精神疾患は自殺のリスク要因となります。そのため、必要に応じ、かかりつけ医から専門医療機関などにつなぐことで早期治療に結び付けるよう努めます。

2) 生活保護事業や生活困窮者自立支援事業との連携

(社会福祉課・健康づくり課)

自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう、「沼津市生活困窮者自立支援ネットワーク会議」において自殺対策に関する情報の共有と連携強化を図ります。

3) 働き盛り世代の健康づくりを支援する地域の関係機関との連携

(健康づくり課・東部健康福祉センター)

「地域・職域連携推進連絡会（生活習慣病対策連絡会）」等において、地域や職域関係者が、地域全体の健康づくりの推進について情報交換等を行い、関係機関と連携した取組を進めます。

4) 高齢者の生活を支援する関係機関との連携

(長寿福祉課)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、各地域包括支援センターを中心に、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会、NPO法人、ボランティアなど地域の多様な関係者と連携し、地域全体で支援する体制づくりを進めます。

5) 保護を必要とする子どもや児童生徒・保護者を支援する事業との連携

(こども家庭課・健康づくり課・学校教育課)

「沼津市要保護児童対策地域協議会」や「沼津市いじめ・不登校等対策連絡協議会」等において情報を共有するとともに、保護を必要とする子どもや児童生徒・保護者に対しての効果的な支援を推進します。

関連するSDGsのゴール



(2) 自殺対策を支える人材の育成

① 様々な職種を対象とする研修

1) 専門職に向けたゲートキーパー養成講座の開催 (健康づくり課)

行政、保健、医療、福祉、労働、教育など、様々な分野において、相談・支援等を行う団体や専門職等を対象として、ゲートキーパー養成講座を開催します。

② 一般市民を対象とする研修

1) 一般市民に向けたゲートキーパー養成講座の開催 (健康づくり課)

一般市民に向けて、ゲートキーパー養成講座を開催します。できるだけ多くの市民が受講しやすい実施方法を検討するとともに、特に、日頃から身近な地域で住民がお互いに支えあう小地域福祉活動や健康づくり支援活動等に尽力している地区社会福祉協議会の役員、健康づくり推進員等が活動の中で自殺対策の視点を持てるよう図っていきます。

関連するSDGsのゴール



(3) 市民への啓発と周知

① リーフレット等の作成と周知

1) 相談機関一覧の作成と周知 (健康づくり課)

生きる支援に関する様々な相談先を掲載した相談機関一覧(以下リーフレット)を作成し、市内関係機関で配布し、市民への相談体制の周知に努めます。

2) 自殺対策強化月間等における啓発 (健康づくり課)

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間を広く市民に周知するため、市内関係機関にポスターを掲示するとともに、のぼり旗の設置や啓発物の配布を通じて周知に努めます。

3) 図書館における啓発用ブースの設置 (図書館)

自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、ポスターの掲示やリーフレットの配布を行うほか、関連書籍ブースを設置します。

② 市民向けの講演会やイベント等の開催

- | | |
|--|----------|
| 1) こころの健康づくりに関する講座の開催 | (健康づくり課) |
| 市民に向けて、こころの健康づくりに関する講座を開催し、ストレスチェックや、うつ・自殺予防の正しい知識の普及啓発を行うとともに、身近な相談機関の情報を提供します。 | |
| 2) 自殺対策に関する講演会・イベント等の開催 | (健康づくり課) |
| 自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、講演会やイベント等を開催し、市民の自殺対策に関する理解の促進と啓発を図ります。 | |
| 3) 人権啓発業務 | (生活安心課) |
| 地域スポーツ組織と連携協力した啓発や小中学生を対象とした人権教室、街頭での啓発活動などを行います。 | |

③ 各種メディアを活用した啓発

- | | |
|--|-------|
| 1) 「広報ぬまづ」による情報発信 | (広報課) |
| 「広報ぬまづ」に自殺対策に関する情報を掲載することにより、市民に対する周知と問題理解の促進を図ります。 | |
| 2) SNS等を通じた情報発信 | (広報課) |
| 自殺対策に関する情報や正しい知識の普及のため、市ホームページ及び各種SNS、FMぬまづ等を活用して、啓発と情報の発信に努めます。 | |
| 3) 報道機関を活用した情報発信 | (広報課) |
| 自殺対策に関する情報や正しい知識の普及のため、啓発運動や関連イベントの実施などについて、報道機関に対し情報提供し、市民に対し周知します。 | |

コラム ゲートキーパーとは……

身近な人の「いつもと違う様子」に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをゲートキーパーと呼びます。その役割から、「命の門番」とも呼ばれています。

特別な資格は必要ありません。勇気を出してまずはやさしく声をかけてみることから始めてみませんか。



ゲートキーパーになろう！



関連するSDGsのゴール



(4) 生きることの促進要因への支援

① 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援（居場所づくり活動を含む）

1) 子育て世帯が集う機会の提供

（子育て支援課）

保護者に対して子どもの発達・発育に関する相談機会を提供するとともに、市内の子育て支援センターや地区センターで、保護者同士が自由に交流できる場を提供します。また、子育てボランティア団体と連携を図りながら、保護者の孤立を防ぐ取組を進めます。

2) 高齢者が交流できる機会の提供

（長寿福祉課）

高齢者だけでなく様々な世代が交流する場を提供するため、千本プラザにおいて、季節に応じたイベントや年間を通じた各種講座・教室等の実施により、高齢者の生きがい活動を支援します。

3) 高齢者の居場所づくり

（長寿福祉課・社会福祉協議会）

高齢者サロン等、地域住民が主体となって運営する通いの場の構築を支援するとともに、高齢者が積極的に社会参加し、住み慣れた地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう支援します。

4) 介護者への支援

（長寿福祉課）

高齢者を介護する人の不安や負担を軽減するため、高齢者を在宅で介護している家族等に対して介護方法等の知識・技術の取得について支援を行います。

5) 誰もが気軽に交流できる機会の提供

（社会福祉協議会）

サンウェルぬまづのふれあい交流室や地区センター等で、交流会を開催するなど、高齢者・障がい者・子どもの垣根なく、誰もが気軽に集える地域交流の場の提供と、居場所づくりを進めます。

6) 介護家族の会等への支援

（社会福祉協議会）

茶話会、昼食懇談会、リフレッシュ交流会の開催を通じて、介護家族の会等を支援する中で、悩みを気軽に話すことのできる環境を整えていきます。

② 自殺未遂者への支援

- | | |
|---|-----------------------|
| 1) メディカルソーシャルワーカーへのリーフレットの配布 | (健康づくり課) |
| 病院に勤務するメディカルソーシャルワーカーにリーフレットを配布し、地域の相談先に関する情報提供を図ります。 | |
| 2) 精神科救急医療体制の整備事業 | (静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課) |
| 精神疾患を持つ人に向け、保護の機会及び緊急時における適切な医療を確保するため、「精神科救急情報ダイヤル」による精神科救急に関する情報提供や相談、緊急時の受け入れの確保に努めます。 | |
| 3) 自殺に関する相談等への対応 | (沼津警察署) |
| 自殺を図ろうとする者を発見した場合には、保護するとともに関係機関へ情報を提供し、必要な支援へつなげます。 | |

③ 遺された人への支援

- | | |
|---|----------------------|
| 1) 自死遺族に向けた情報の周知 | (障がい福祉課・県精神保健福祉センター) |
| 市ホームページや広報紙等を活用し、自死遺族を対象とした相談会や交流会などの情報提供を図ります。 | |

④ 支援者への支援

- | | |
|---|-------------------|
| 1) ほっとライン | (法テラス沼津法律事務所) |
| 福祉関係者を対象に、弁護士による電話情報提供サービスを実施します。 | |
| 2) 教職員への支援 | (学校教育課・教職員研修センター) |
| 教職員に向け、心の健康チェックやメンタルヘルスの状態の把握に努めるとともに、若手職員等には、研修アドバイザーによる個別指導を行うなど、適切な支援を図ります。 | |
| 3) ストレスチェック | (人事課) |
| 市民への支援を行う市職員を対象にしたストレスチェックを実施し、自らのストレス状況への気づきを促します。 | |
| 4) メンタルヘルス相談 | (人事課) |
| 心の健康障がい未然に防ぐとともに、悩みや不安の解消をすることにより、市民への支援を行う市職員が心身ともに健康で安心して公務に専心できるような労働環境を創出するために、専門医に依頼して「メンタルヘルス相談」を実施します。 | |

2 生きる支援関連施策



(1) 家庭生活における問題に関する支援

① 生活の不安や困難を解消する情報提供と啓発の促進

1) 市民ガイドブックの発行 (広報課)
新たに市内に転入された人を中心に、相談窓口、市政情報、各種手続き方法などの周知を図ります。

2) 消費生活相談、消費者啓発 (生活安心課)
消費者トラブルの未然防止及び解決のため、消費生活相談員が相談に応じるとともに、出前講座等を通じて市民に対する啓発活動を実施します。

3) ガイドブック（福祉サービスのしおり）の発行 (障がい福祉課)
障がい福祉に関する各種制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配付し、障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう情報提供を行います。

4) 住まいの情報提供 (まちづくり指導課)
経済的要因や個々の抱えるパーソナリティなどの要因により住宅確保に配慮が必要な市民に対し、住まいの情報を提供します。

② 生活課題に関わる相談体制の充実

1) 市民相談窓口業務 (生活安心課)
市民の懸案事項の解決支援を目的として、市民の悩み事や問い合わせに対して、適切な相談窓口へ案内するとともに、解決に向けた助言を行います。

2) 外国人相談業務 (地域自治課)
外国人住民に対する通訳による外国語での生活相談や、市役所内での各種手続きの補助を行います。

3) 納税相談 (納税管理課)
市税を納期限までに納付できない事情のある人の納税相談を行います。

4) 年金相談 (市民課)
国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付や相談対応を行います。

5) 国民健康保険に関する相談 (国民健康保険課)
国民健康保険料の徴収や納付相談を行います。

6) 後期高齢者医療制度に関する相談	(国民健康保険課)
後期高齢者医療保険料の徴収や納付相談を行います。	
7) 生活安定事業	(社会福祉課)
社会福祉協議会などによる生活相談や就職相談などを実施します。	
8) 介護保険に関する相談	(介護保険課)
介護保険料の納付や、介護保険サービス等に関する相談を行います。	
9) 市有財産貸付業務	(資産活用課)
市有地借地料を期限内に支払えない借地人に対し、分納相談等を行います。	
10) 生活安全相談	(沼津警察署)
ストーカー相談、DV相談、家庭内暴力相談、児童虐待相談などを受け付けます。	

③ 自立を促すための給付

1) 特別障害者手当等支給事業	(障がい福祉課)
日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の重度障がいのある人に対し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当を支給します。	
2) 自立支援介護・訓練等の給付	(障がい福祉課)
障害者総合支援法に基づく介護・訓練等（居宅介護・就労支援等）の給付を行います。	

④ 「生きることの促進要因」の増進

1) 粗大ゴミの収集	(クリーンセンター収集課)
70歳以上の高齢者のみの世帯や、家事援助を受けている障がい者のみの世帯の粗大ゴミを事前申込みにより収集します。	
2) 犯罪被害者支援	(法テラス)
犯罪被害者への支援情報を提供し、弁護士の紹介をします。	

関連するSDGsのゴール



(2) 心身の健康問題に関する支援

① 健康増進のための相談・支援体制と人材育成の充実

- | | |
|---|----------|
| 1) 健康相談・育児相談（窓口・電話） | （健康づくり課） |
| あらゆる世代の人を対象とした、体やこころの健康・育児に関する相談を受け付け、相談者の悩みに応じて、助言・指導を行い、必要に応じ関係機関へつなげます。 | |
| 2) 医療福祉相談 | （市立病院） |
| 患者や家族に向けて、治療や経済的なこと、退院後の生活環境などの社会的な問題について専門家が相談に応じます。 | |
| 3) 健康づくり推進員育成事業 | （健康づくり課） |
| 住民参加による心身の健康づくり活動を推進し、行政とのパイプ役として地域の健康づくりを支援する人材を養成します。 | |
| 4) 若年がん患者等支援事業 | （健康づくり課） |
| 若年がん患者等の経済的負担の軽減等を図るため、妊よう性温存治療及び温存後生殖補助医療、医療用補整具（ウィッグ等）購入、在宅療養生活に要する費用の一部を助成します。 | |
| 5) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業 | （健康づくり課） |
| 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から一貫した身近な相談・支援と、経済的負担軽減のために、妊娠の届出時と、新生児訪問または乳児全戸訪問時に経済的支援を行います。 | |

② 健康のための情報提供・相談体制の充実と健康診査の実施

- | | |
|--|-----------|
| 1) 乳幼児健康診査 | （健康づくり課） |
| 医師等の専門職が、乳幼児の発育・発達状況を確認するとともに、病気の早期発見及び育児の不安や気になることについて相談に応じます。 | |
| 2) 養育支援訪問 | （健康づくり課） |
| 発育発達や養育に関して支援が必要な乳幼児の家庭へ保健師等が訪問し、子育ての不安や悩みに関する相談、子育て支援に必要な情報提供を行い、地域の中で健やかに成長できるよう支援します。 | |
| 3) 早期介入健診・保健指導事業 | （国民健康保険課） |
| 40歳未満の被保険者に対し、自己採血キットを使用した健康診査及び保健指導を実施します。また、健診申込者に対しこころの健康づくり等を含む健康情報を提供します。 | |
| 4) 特定健康診査・特定保健指導・がん検診等 | （健康づくり課） |
| 健康診査、保健指導及びがん検診を実施し、生活習慣病及びがんの早期発見・早期治療を促します。 | |

③ 障がいについての啓発と障がいに関わる相談体制の充実

1) 障がいに関する講座・講習の開催	(障がい福祉課)
障がいのある人等を対象に、障がいの種類別に講習会等で説明を行います。	
2) 手話奉仕員養成事業	(障がい福祉課)
日常生活上必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	
3) 障がい者差別解消の推進	(障がい福祉課)
障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障がい福祉課での相談の受付、住民や民間事業者等に対する周知・啓発を行います。	
4) 障がい者虐待の対応	(障がい福祉課)
障がい者虐待に関する通報・相談窓口を設置し、状況に応じた対応を行います。	
5) 障がい者相談員による相談	(障がい福祉課)
障がいのある人及びその家族等の相談に、障がい者相談員が応じます。	

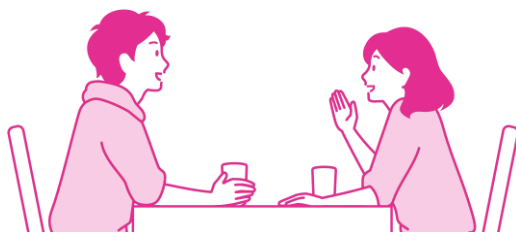
コラム

こころの悩みに関する相談機関一覧

沼津市では、あらゆる悩みを相談できる窓口をまとめた「こころの悩みに関する相談機関一覧」を作成しており、悩みの種類別に相談先を探することができます。

つらい時、あなたも是非相談してください。

こころの悩みに関する相談機関一覧は、第6章 資料編(59～70ページ)に掲載しています。また、下記二次元コードからも見るすることができます。



関連するSDGsのゴール



(3) 生きることの包括的な支援

① 生きることの包括的な支援

1) 民生委員児童委員への支援 (社会福祉課)

地域住民からの相談を受けるとともに、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努める民生委員児童委員の活動を支援します。

2) 保護司会への支援 (社会福祉課)

犯罪や非行に陥った人の更生を支援する保護司会の活動を支援します。

3) 権利擁護に関する取組 (社会福祉課・長寿福祉課・障がい福祉課)

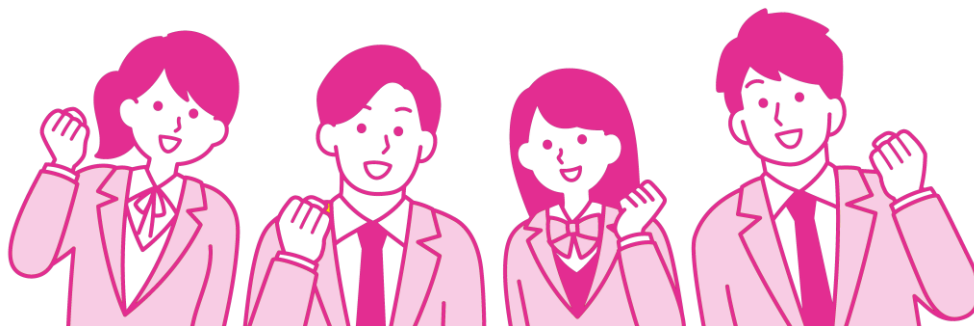
成年後見制度の周知や、利用促進に向けて、市民後見人の育成や市長申立の実施などを行います。

4) 青少年健全育成事業 (生涯学習課)

地域において青少年の健全育成に取り組む「青少年を健やかに育てる会」の活動を支援するとともに、各地区代表による連絡協議会を運営します。

5) 子ども・若者健全育成に関する団体への支援 (生涯学習課)

「沼津市PTA連絡協議会」「沼津市子ども会育成連絡協議会」「ボーイスカウト沼津支部」など、地域において子ども・若者たちの健全育成活動に取り組む各種団体の活動を支援します。



3 重点施策

重点施策に関しては、国の地域自殺実態プロファイルから勘案した本市におけるハイリスク群や現状から重きを置くべきと判断した施策で、取組の対象者が明確になっているため、《取組の方向性》、《事業・取組》の順に掲載します。

関連するSDGsのゴール



(1) 生活困窮者への取組

《取組の方向性》

* 包括的支援体制を整備し、多様かつ広範な問題を複合的に抱えている生活困窮者の支援体制を強化するとともに、支援窓口の啓発・周知に努めます。

《事業・取組》

① 生活困窮へ陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

1) 生活保護法に基づく各種扶助

(社会福祉課)

生活困窮者に向け、その困窮の程度に応じ、生活・住宅・教育・介護・医療・出産扶助等を実施します。

2) 生活保護世帯への就労支援

(社会福祉課)

生活保護からの自立を促進するための就労支援を実施します。

3) 法外援護

(社会福祉課)

当座の生活費等に困窮する低所得者等に対して、緊急援護費を支給し、本人及び世帯の自立を促進します。

4) 中国残留邦人等生活支援事業

(社会福祉課)

特定中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない人を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行います。

5) 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）

(社会福祉課)

沼津市自立相談支援センターを設置し、多様な問題を抱える生活困窮者の相談を包括的に受けるとともに、個別の計画的な助言・指導や就労等支援の実施、関係機関との連携による自立を促進します。

6) 家計改善支援事業（生活困窮者自立支援制度）

(社会福祉課)

生活状況に関する情報を把握整理し、課題を分析後、生活をするための家計支援計画を策定するとともに、多重債務相談窓口などの他機関への同行支援等を行います。

7) 住居確保給付金事業（生活困窮者自立支援制度）	（社会福祉課）
<p>離職により住居を失うおそれの高い困窮者などに家賃相当分の扶助を行い、併せて就労支援を実施します。</p>	

8) 一時生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）	（社会福祉課）
<p>ホームレス状態の生活困窮者へ緊急一時的な宿泊場所を提供し、生活保護に至る前に自立相談と一体で助言・指導を行うことで、早期自立を図ります。</p>	

9) 就労準備支援事業（生活困窮者自立支援制度）	（社会福祉課）
<p>長期の離職者や未就労者等、就労への準備が整っていない人を対象に、就労に向けた基礎能力の形成を計画的に支援します。</p>	

10) 児童扶養手当支給事業	（こども家庭課）
<p>母子・父子家庭等で児童を養育する人に対して手当を支給することにより、生活の安定と自立の促進を図ります。</p>	

11) ひとり親家庭等医療費助成事業	（こども家庭課）
<p>母子家庭等に対して、20歳未満の人に係る医療費の保険診療自己負担分を助成します。</p>	

12) 母子家庭等自立支援事業	（こども家庭課）
<p>母子家庭の母及び父子家庭の父等の自立を支援することにより、その生活の安定と向上を図ります。</p>	

13) 情報提供	（法テラス）
<p>法制度や各種相談窓口の案内を実施します。</p>	

14) 民事法律扶助	（法テラス）
<p>無料法律相談、弁護士費用の立替を実施します。</p>	

② 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組の推進

1) ホームレス（路上生活者等）に関する支援	（社会福祉課・道路管理課）
<p>ホームレス自立支援法などに基づくホームレスへの支援を実施するとともに、道路パトロール等の際に、ホームレスを発見した場合には、警察や福祉関連部署と連携しながら対応を進めます。</p>	

2) 滞納金徴収等の担当職員のゲートキーパー研修の受講を通じた支援へのつなぎの強化	（納税管理課・国民健康保険課・介護保険課・資産活用課・住宅営繕課・水道サービス課・子育て支援課・社会福祉課・学校教育課）
<p>税金や保険料等の未納・滞納業務を担当する職員が、ゲートキーパー養成講座を受講し、日常業務の中での問題に気付き、必要に応じ、相談機関の紹介等の支援へつなげます。</p>	

関連するSDGsのゴール



(2) 勤務・経営問題に関する取組

《取組の方向性》

- *労働者や経営者からのメンタルヘルス相談や労働相談等に応じます。
- *労働相談等に関する窓口を周知するとともに、市内の事業所に出張し、働き世代の健康づくりを支援します。

《事業・取組》

① 勤務経営に関する情報提供・相談体制の充実

1) 労働相談	(静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課)
東部県民生活センターにて、労働相談（面接・電話・メール）、弁護士労働相談会（無料、月1回予約制）を実施します。	
2) 労働相談・紛争解決（あっせん）	(静岡県社会保険労務士会)
静岡県社会保険労務士会館にて、労働相談（面接・電話；毎週金曜日午後）を実施します。また、あっせん委員（特定社会保険労務士）が、簡易・迅速・低廉に解決（和解の仲介）をします。	
3) 労働相談	(静岡県弁護士会)
解雇や賃金不払い等の労働問題、生活保護及びこれに関連する専門相談の受付をします。	
4) 情報提供（再掲）	(法テラス)
法制度や各種相談窓口の案内を実施します。	
5) 企業向け出張健康相談・健康教育	(健康づくり課)
市内の事業所に出張し、健康教育や各種測定結果に応じた相談を行い、働き世代の健康づくりを支援します。	
6) 民事法律扶助（再掲）	(法テラス)
無料法律相談、弁護士費用の立替を実施します。	
7) 起業創業支援事業	(沼津地域中小企業支援センター)
創業相談の中心的役割を担い、また、経営革新計画の作成指導や事業開始後の相談窓口である「沼津地域中小企業支援センター」を商工会議所内に設置し、毎週月・水・金曜日に相談者（創業者・中小企業経営者等）の対応にあたります。	

8) 総合労働相談 (沼津労働基準監督署総合労働相談コーナー)

労働問題に関する民事分野について、労働者、事業主どちらからの相談でも、専門の相談員が面談あるいは電話で受け付けます。また、個別労働関係紛争については、法に基づく「労働局長による助言・指導の実施」、または「労働局で実施している紛争調整委員会によるあっせんの受付」を行います。

9) 中小企業支援利子補給事業 (商工振興課)

中小企業の経営の安定化や合理化を促進し、企業の健全な発展のために事業資金の融資を行う金融機関に対し、利子の一部を補給します。

10) 労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法等に関する相談 (沼津労働基準監督署)

事業主または労働者からの労務管理、安全・健康管理、労災保険制度等に関する相談を受けます。

11) 労働基準法等申告 (沼津労働基準監督署)

法違反によって被害を受けている労働者本人からの労働基準法等の違反に関する申告を受け付けます。また、個人的権利の被害救済の求めをきっかけとした監督指導も実施します。

② 自殺リスクの低減に向けた連携の強化

1) 働き盛り世代の健康づくりを支援する地域の関係機関との連携(再掲)

(健康づくり課・東部健康福祉センター)

「地域・職域連携推進連絡会(生活習慣病対策連絡会)」等において、地域や職域関係者が、こころの健康づくりを含めた地域全体の健康づくりの推進について情報交換等を行い、関係機関と連携した取組を進めます。

③ 健康経営に資する取組の推進

1) 健康経営包括的連携に関する協定	(沼津商工会議所)
沼津・三島・熱海・下田・伊東の5つの商工会議所と生命保険会社との間での協定に基づき、生命保険会社が商工会議所会員企業にアドバイザーの資格を持つ社員の派遣等を行います。	
2) 企業向け出張健康相談・健康教育(再掲)	(健康づくり課)
市内の事業所に出張し、健康教育や各種測定結果に応じた相談を行い、働き世代の健康づくりを支援します。	
3) 事業所支援	(沼津・御殿場地域産業保健センター)
労働者50人未満の事業所を対象に、労働者の健康管理についての相談受付、健診結果についての医師からの意見聴取・長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導、産業保健に関する情報提供を実施します。	
4) 職場における健康確保対策の推進	(沼津労働基準監督署)
事業所に対して、説明会の開催や監督指導、個別指導を通じて、職場におけるメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策及び過重労働対策の取組を促します。	



関連するSDGsのゴール



(3) 高齢者への取組

《取組の方向性》

- * 包括的支援体制を整備し、多様かつ広範な問題を複合的に抱えている高齢者の支援体制を強化するとともに、支援窓口の啓発・周知に努めます。
- * 高齢者とその介護者が、孤独・孤立の問題を抱えることのないよう居場所づくりや介護者への支援を行います。

《事業・取組》

① 包括的な支援のための連携の推進

1) 地域包括支援センターの運営

(長寿福祉課)

高齢者が住み慣れた地域で生活していくことを支援するための総合窓口として、地域包括支援センターを設置し、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行います。

② 地域における要介護者に対する支援

1) 適切な介護サービス等の利用支援

(介護保険課)

高齢者の身体等の状態変化に合わせた支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。

③ 生活不安や健康不安に対する支援

1) 在宅高齢者の相談支援体制の充実

(長寿福祉課)

高齢者が感じる生活不安や健康不安の相談に対し、高齢者の状況の実態を把握し、適切な機関へとつなぐ等、相談支援体制の充実を図ります。

2) 高齢者やその家族の悩み事等に関する総合相談

(長寿福祉課)

総合相談を実施する中で、自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図ります。

3) 生活不安の解消に向けた事業

(介護保険課)

配食サービスなどの実施を通じて、高齢者が安心して地域で生活できるよう支援します。

4) 認知症サポーター養成講座

(長寿福祉課)

認知症サポーター養成講座の実施を通じて、家族の負担軽減を図る人材を育成します。

④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

1) 高齢者学級開設事業

(生涯学習課)

高齢者が生きがいのある、明るく健康な市民生活を送れるよう、様々なジャンルについて学べる機会を、各地域にて提供します。

2) 高齢者の居場所づくり(再掲)

(長寿福祉課・社会福祉協議会)

高齢者サロン等、地域住民が主体となって運営する通いの場の構築を支援するとともに、高齢者が積極的に社会参加し、住み慣れた地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう支援します。

3) 高齢者が交流できる機会の提供(再掲)

(長寿福祉課)

高齢者だけでなく様々な世代が交流する場を提供するため、千本プラザにおいて、季節に応じたイベントや年間を通じた各種講座・教室等の実施により、高齢者の生きがい活動を支援します。

4) 認知症カフェ

(長寿福祉課)

地域における認知症カフェを開催することにより、介護者・支援者相互の交流を図るとともに、気分転換や情報交換を行います。



関連するSDGsのゴール



(4) 子ども・若者への取組

＜取組の方向性＞

*悩みや問題を抱える児童生徒が、必要な支援を受けられるよう相談窓口の充実に努めるとともに、児童生徒と日常的に関わる地域の関係者が連携して児童生徒の健全な育成を図れる体制づくりを進めます。

＜事業・取組＞

① 子ども・若者向けの相談支援を更に推進

1) 「いじめ相談ホットライン」の運営 (学校教育課)

いじめを受けている児童・生徒、ほかの子がいじめを受けていることを知っている児童・生徒、いじめを受けていることを知っている(見た)保護者・地域の方を対象に相談を行います。

2) タブレット端末等を用いた相談の実施 (学校教育課)

児童・生徒へ貸与しているタブレット端末に、「SOS相談フォーム」を設置し、「いじめ」や「学習面での課題」、「不登校」、「ヤングケアラー」等で悩んでいる小中学生を対象に相談を行います。

3) 面接による相談(教育相談推進事業) (生涯学習課)

不登校や進路、子育てなどに悩む児童生徒とその保護者の悩みや不安を軽減し、児童生徒が将来的に自立していくための支援を行います。また、不登校児童生徒の心理的回復を図り、自立や学校復帰を支援するため相談指導学級を設置します。

4) 電話相談「やまびこ電話」(教育相談推進事業) (生涯学習課)

電話を通じて訴えられる青少年に関する様々な問題や悩みについて、電話相談員が共に考えながら解決のための援助を行います。

5) リーフレットの配布・配架 (健康づくり課・学校教育課・社会福祉課)

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、PTA役員、民生委員児童委員など、子ども・若者と日頃接する機会のある地域の関係者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知に努めます。

6) 子どもの成長を支える講座 (生涯学習課)

青少年教育センターに配置されている臨床心理士、言語聴覚士による講演を実施し、困難を抱える子どもの保護者や教育・療育関係者等に役立つ情報を提供します。

7) 特別支援教育推進事業 (学校教育課)

特別な教育支援が必要な児童生徒への個別の支援体制を整えるため、医師、臨床心理士、特別支援学級教諭等による専門家チームを構成し、学校への巡回相談等を行います。

② 児童生徒のSOSの出し方教育の推進

1) SOSの出し方等に関する教育の実施 (学校教育課)

各学校の道徳や学級活動等の時間において、いじめや不登校の原因となる不安や悩み、ストレスへの対処法を身に付ける教育（SOSの出し方に関する教育）を行います。

③ 子ども・若者の健全育成に資する各種取組を推進

1) 子どもの学習支援事業 (社会福祉課)

貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生等を対象とする学習支援を行うとともに、保護者への教育相談を実施し、世帯の自立を促進します。

2) 「チーム学校」実現事業 (学校教育課)

児童生徒支援員、外国人児童生徒支援員、日本語学習支援員、放課後学習支援員等を各学校へ配置することで、児童生徒の教育や悩みなどに対する支援体制の充実を図ります。

3) 青少年教育推進事業 (生涯学習課)

青少年の健全育成を図るため、市内青少年団体が行うイベントや研修会を支援します。

4) 自信がもてる子育て講座 (生涯学習課)

乳幼児から思春期にかけての子どもを持つ親を対象に、子どもへの理解を深め、親としてのあり方を学ぶ機会の提供を目的として、各分野の専門家を講師に迎えた講座を開催します。

5) 子どもの居場所づくりコーディネート事業 (こども家庭課)

子どもの居場所の開設を希望する市民団体に対し、開設・運営に関する支援等を行います。

6) 人権に関する指導 (学校教育課)

教育活動全般において、人権の意義・内容等について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになるよう指導します。

7) 性に関する指導 (学校教育課)

性に関する課題は、性被害や人権侵害にも及ぶ可能性があり、児童生徒の自殺リスクにつながりかねないため、性情報の氾濫や性感染症への対応、性別不平等に関する正しい理解等、性をめぐる現代的な課題に対応し、指導の充実に努めます。

8) 補導活動等（青少年教育センター事業） (生涯学習課)

青少年の非行・被害防止と健全育成を目的とした街頭補導や街頭キャンペーン、年報の発行などの広報啓発活動を行います。

④ 子育てをしている保護者への支援の強化

1) 子育て世帯が集う機会の提供（再掲）	（子育て支援課）
保護者に対して子どもの発達・養育に関する相談機会を提供するとともに、市内の子育て支援センターや地区センターで、保護者同士が自由に交流できる場を提供します。また、子育てボランティア団体と連携を図りながら、保護者の孤立を防ぐ取組を進めます。	
2) 一体的相談支援の実施	（こども家庭課・子育て支援課・健康づくり課）
全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的相談支援を行います。	
3) ファミリー・サポート・センター事業	（子育て支援課）
育児を応援したい人と応援してほしい人をアドバイザーが調整し、子育てに対する負担の軽減を図ります。	
4) 児童発達支援センターの運営	（子育て支援課）
心身の発達につまずきがみられる幼児に対して、個々に合った療育指導を行うことで、日常生活への適応能力を高め、円滑な就学ができるよう支援します。	
5) 子育て短期支援事業	（こども家庭課）
保護者が病気や事故などの理由で、子どもの養育が一時的に困難となった場合には、児童養護施設等で保護を行います。	
6) 母子生活支援施設入所に関する支援	（こども家庭課）
虐待やDV等で保護が必要な母子を、母子生活支援施設に保護し、自立に向けた支援を行います。	
7) 家庭児童相談事業	（こども家庭課）
市役所内に家庭児童相談室を設置し、家庭での養育等、児童に関わる様々な諸問題に対する助言及び指導を行います。	
8) 児童虐待防止対策事業	（こども家庭課）
児童の健やかな育成と児童虐待の防止を目的として、要保護児童対策地域協議会の運営や児童虐待への対応と安全確認、家庭への養育支援、市民及び関係機関に対する啓発活動を実施します。	
9) 障がい児に向けた福祉サービスの実施	（障がい福祉課）
障がいのある児童に関する相談や日常生活を送る上での適応訓練などの各種サービスの提供により、保護者の負担の軽減を図ります。	

10) 養育支援訪問（再掲）

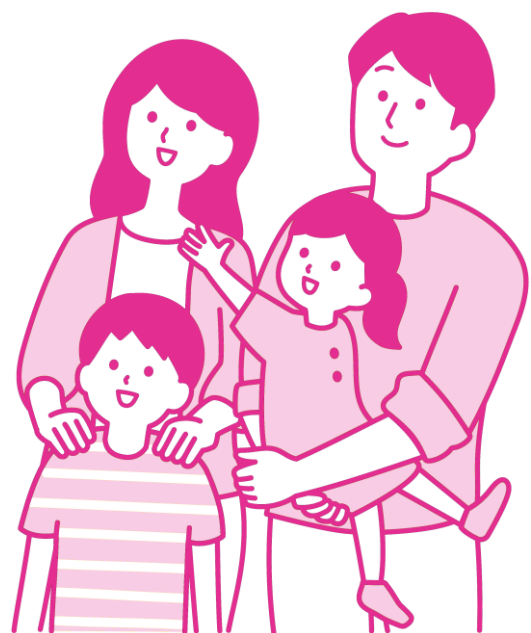
（健康づくり課）

発育発達や養育に関して支援が必要な乳幼児の家庭へ保健師等が訪問し、子育ての不安や悩みに関する相談、子育て支援に必要な情報提供を行い、地域の中で健やかに成長できるよう支援します。

11) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業（再掲）

（健康づくり課）

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から一貫した身近な相談・支援と、経済的負担軽減のために、妊娠の届出時と、新生児訪問または乳児全戸訪問時に経済的支援を行います。



関連するSDGsのゴール



(5) 女性への取組

≪取組の方向性≫

- * 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的相談支援を行います。
- * 困難で複雑な課題を抱える女性への支援を推進するため、関係機関、関係団体と連携した取組を推進します。

≪事業・取組≫

① 妊産婦等への支援の充実

1) 一体的相談支援の実施（再掲）	（こども家庭課・子育て支援課・健康づくり課）
全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的相談支援を行います。	
2) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）	（健康づくり課）
生後4か月未満児の家庭へ保健師等が訪問し、発育発達状況の確認、子育ての不安や悩みに関する相談、子育てに必要な情報提供を行い、地域の中で子どもたちが健やかに成長できるよう支援します。	
3) 母子健康手帳の交付	（健康づくり課）
母子の健康保持、健康増進のため、母子健康手帳を交付し妊娠・出産・育児に関する情報の提供や相談に応じ、母子共に健全な妊娠・出産・産じょく生活を送れるよう支援します。	
4) 妊婦健康診査	（健康づくり課）
母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付し、安全な分娩と健康な児の出産のため、妊婦の健康管理の向上を図ります。	
5) 産婦健康診査	（健康づくり課）
母子健康手帳交付時に産婦健康診査受診票を交付し、産婦の健康管理や産後うつを予防を図ります。	
6) 不妊・不育症治療費助成事業	（健康づくり課）
妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊・不育症治療に要する費用の一部を助成します。	
7) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業（再掲）	（健康づくり課）
全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から一貫した身近な相談・支援と、経済的負担軽減のために、妊娠の届出時と、新生児訪問または乳児全戸訪問時に経済的支援を行います。	

② コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援

1) 母子家庭等自立支援事業（再掲）	（こども家庭課）
母子家庭の母及び父子家庭の父等の自立を支援することにより、その生活の安定と向上を図ります。	

2) 相談事業及びマザーズコーナー	（沼津公共職業安定所）
やむを得ず職を失った方への支援として、ハローワークにおける非正規雇用労働者等に対する相談支援や、子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援を実施するマザーズコーナーを設置します。	

③ 困難な問題を抱える女性への支援

1) 困難な問題を抱える女性支援推進等事業	（社会福祉課）
DV等の女性への暴力防止の啓発及び女性相談員によるDV相談等を実施し、被害者の保護と自立支援を行います。	

2) 母子生活支援施設入所に関する支援（再掲）	（こども家庭課）
虐待やDV等で保護が必要な母子を、母子生活支援施設に保護し、自立に向けた支援を行います。	

4 施策一覧

1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

施策の方向	施策	実施団体	掲載ページ
①地域におけるネットワークの強化	1) 自殺対策に関する連絡会の開催	健康づくり課	27ページ
②特定の問題に関する連携・ネットワークの強化	1) 専門医や専門病院への紹介・連携	沼津医師会	27ページ
	2) 生活保護事業や生活困窮者自立支援事業との連携	社会福祉課 健康づくり課	27ページ
	3) 働き盛り世代の健康づくりを支援する地域の関係機関との連携	健康づくり課 東部健康福祉センター	27ページ
	4) 高齢者の生活を支援する関係機関との連携	長寿福祉課	27ページ
	5) 保護を必要とする子どもや児童生徒・保護者を支援する事業との連携	こども家庭課 健康づくり課 学校教育課	27ページ

(2) 自殺対策を支える人材の育成

施策の方向	施策	実施団体	掲載ページ
①様々な職種を対象とする研修	1) 専門職に向けたゲートキーパー養成講座の開催	健康づくり課	28ページ
②一般市民を対象とする研修	1) 一般市民に向けたゲートキーパー養成講座の開催	健康づくり課	28ページ

(3) 市民への啓発と周知

施策の方向	施策	実施団体	掲載ページ
①リーフレット等の作成と周知	1) 相談機関一覧の作成と周知	健康づくり課	28ページ
	2) 自殺対策強化月間等における啓発	健康づくり課	28ページ
	3) 図書館における啓発用ブースの設置	図書館	28ページ
②市民向けの講演会やイベント等の開催	1) こころの健康づくりに関する講座の開催	健康づくり課	29ページ
	2) 自殺対策に関する講演会・イベント等の開催	健康づくり課	29ページ
	3) 人権啓発業務	生活安心課	29ページ
③各種メディアを活用した啓発	1) 「広報ぬまづ」による情報発信	広報課	29ページ
	2) SNS等を通じた情報発信	広報課	29ページ
	3) 報道機関を活用した情報発信	広報課	29ページ

(4) 生きることの促進要因への支援

施策の方向	施策	実施団体	掲載ページ
①自殺リスクを抱える可能性のある人への支援 (居場所づくり活動を含む)	1) 子育て世帯が集う機会の提供	子育て支援課	30ページ
	2) 高齢者が交流できる機会の提供	長寿福祉課	30ページ
	3) 高齢者の居場所づくり	長寿福祉課 社会福祉協議会	30ページ
	4) 介護者への支援	長寿福祉課	30ページ
	5) 誰もが気軽に交流できる機会の提供	社会福祉協議会	30ページ
	6) 介護家族の会等への支援	社会福祉協議会	30ページ
②自殺未遂者への支援	1) メディカルソーシャルワーカーへのリーフレットの配布	健康づくり課	31ページ
	2) 精神科救急医療体制の整備事業	静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課	31ページ
	3) 自殺に関する相談等への対応	沼津警察署	31ページ
③遺された人への支援	1) 自死遺族に向けた情報の周知	障がい福祉課 県精神保健福祉センター	31ページ
④支援者への支援	1) ほっとライン	法テラス沼津法律事務所	31ページ
	2) 教職員への支援	学校教育課 教職員研修センター	31ページ
	3) ストレスチェック	人事課	31ページ
	4) メンタルヘルス相談	人事課	31ページ

2 生きる支援関連施策

(1) 家庭生活における問題に関する支援

施策の方向	施策	実施団体	掲載ページ
①生活の不安や困難を解消する情報提供と啓発の促進	1) 市民ガイドブックの発行	広報課	32ページ
	2) 消費生活相談、消費者啓発	生活安心課	32ページ
	3) ガイドブック(福祉サービスのしおり)の発行	障がい福祉課	32ページ
	4) 住まいの情報提供	まちづくり指導課	32ページ
②生活課題に関わる相談体制の充実	1) 市民相談窓口業務	生活安心課	32ページ
	2) 外国人相談業務	地域自治課	32ページ
	3) 納税相談	納税管理課	32ページ
	4) 年金相談	市民課	32ページ
	5) 国民健康保険に関する相談	国民健康保険課	32ページ
	6) 後期高齢者医療制度に関する相談	国民健康保険課	33ページ
	7) 生活安定事業	社会福祉課	33ページ
	8) 介護保険に関する相談	介護保険課	33ページ
	9) 市有財産貸付業務	資産活用課	33ページ
	10) 生活安全相談	沼津警察署	33ページ
③自立を促すための給付	1) 特別障害者手当等支給事業	障がい福祉課	33ページ
	2) 自立支援介護・訓練等の給付	障がい福祉課	33ページ
④「生きることの促進要因」の増進	1) 粗大ゴミの収集	クリーンセンター収集課	33ページ
	2) 犯罪被害者支援	法テラス	33ページ

(2) 心身の健康問題に関する支援

施策の方向	施策	実施団体	掲載ページ
①健康増進のための 相談・支援体制と 人材育成の充実	1) 健康相談・育児相談（窓口・電話）	健康づくり課	34ページ
	2) 医療福祉相談	市立病院	34ページ
	3) 健康づくり推進員育成事業	健康づくり課	34ページ
	4) 若年がん患者等支援事業	健康づくり課	34ページ
	5) 伴走型相談支援及び 出産・子育て応援給付金事業	健康づくり課	34ページ
②健康のための情報 提供・相談体制の 充実と健康診査の 実施	1) 乳幼児健康診査	健康づくり課	34ページ
	2) 養育支援訪問	健康づくり課	34ページ
	3) 早期介入健診・保健指導事業	国民健康保険課	34ページ
	4) 特定健康診査・特定保健指導・がん検診等	健康づくり課	34ページ
③障がいについての 啓発と障がいに関わる 相談体制の 充実	1) 障がいに関する講座・講習の開催	障がい福祉課	35ページ
	2) 手話奉仕員養成事業	障がい福祉課	35ページ
	3) 障がい者差別解消の推進	障がい福祉課	35ページ
	4) 障がい者虐待の対応	障がい福祉課	35ページ
	5) 障がい者相談員による相談	障がい福祉課	35ページ

(3) 生きることの包括的な支援

施策の方向	施策	実施団体	掲載ページ
①生きることの 包括的な支援	1) 民生委員児童委員への支援	社会福祉課	36ページ
	2) 保護司会への支援	社会福祉課	36ページ
	3) 権利擁護に関する取組	社会福祉課 長寿福祉課 障がい福祉課	36ページ
	4) 青少年健全育成事業	生涯学習課	36ページ
	5) 子ども・若者健全育成に関する団体への支援	生涯学習課	36ページ

3 重点施策

(1) 生活困窮者への取組

施策の方向	施策	実施団体	掲載ページ
①生活困窮へ陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化	1) 生活保護法に基づく各種扶助	社会福祉課	37ページ
	2) 生活保護世帯への就労支援	社会福祉課	37ページ
	3) 法外援護	社会福祉課	37ページ
	4) 中国残留邦人等生活支援事業	社会福祉課	37ページ
	5) 自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	社会福祉課	37ページ
	6) 家計改善支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	社会福祉課	37ページ
	7) 住居確保給付金事業 (生活困窮者自立支援制度)	社会福祉課	38ページ
	8) 一時生活支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	社会福祉課	38ページ
	9) 就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	社会福祉課	38ページ
	10) 児童扶養手当支給事業	こども家庭課	38ページ
	11) ひとり親家庭等医療費助成事業	こども家庭課	38ページ
	12) 母子家庭等自立支援事業	こども家庭課	38ページ
	13) 情報提供	法テラス	38ページ
	14) 民事法律扶助	法テラス	38ページ
②支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組の推進	1) ホームレス（路上生活者等）に関する支援	社会福祉課 道路管理課	38ページ
	2) 滞納金徴収等の担当職員のゲートキーパー研修の受講を通じた支援へのつなぎの強化	納税管理課 国民健康保険課 介護保険課 資産活用課 住宅営繕課 水道サービス課 子育て支援課 社会福祉課 学校教育課	38ページ

(2) 勤務・経営問題に関する取組

施策の方向	施策	実施団体	掲載ページ
①勤務経営に関する 情報提供・相談体制 の充実	1) 労働相談	静岡県経済産業部就業 支援局労働雇用政策課	39ページ
	2) 労働相談・紛争解決（あっせん）	静岡県社会保険労務士会	39ページ
	3) 労働相談	静岡県弁護士会	39ページ
	4) 情報提供（再掲）	法テラス	39ページ
	5) 企業向け出張健康相談・健康教育	健康づくり課	39ページ
	6) 民事法律扶助（再掲）	法テラス	39ページ
	7) 起業創業支援事業	沼津地域中小企業支援センター	39ページ
	8) 総合労働相談	沼津労働基準監督署 総合労働相談コーナー	40ページ
	9) 中小企業支援利子補給事業	商工振興課	40ページ
	10) 労働基準法・労働安全衛生法・労災保険 法等に関する相談	沼津労働基準監督署	40ページ
	11) 労働基準法等申告	沼津労働基準監督署	40ページ
②自殺リスクの低減 に向けた連携の強化	1) 働き盛り世代の健康づくりを支援する 地域の関係機関との連携（再掲）	健康づくり課 東部健康福祉センター	40ページ
③健康経営に資する 取組の推進	1) 健康経営包括的連携に関する協定	沼津商工会議所	41ページ
	2) 企業向け出張健康相談・健康教育(再掲)	健康づくり課	41ページ
	3) 事業所支援	沼津・御殿場地域 産業保健センター	41ページ
	4) 職場における健康確保対策の推進	沼津労働基準監督署	41ページ

(3) 高齢者への取組

施策の方向	施策	実施団体	掲載ページ
①包括的な支援の ための連携の推進	1) 地域包括支援センターの運営	長寿福祉課	42ページ
②地域における 要介護者に対する支援	1) 適切な介護サービス等の利用支援	介護保険課	42ページ
③生活不安や 健康不安に対する支援	1) 在宅高齢者の相談支援体制の充実	長寿福祉課	42ページ
	2) 高齢者やその家族の悩み事等に関する 総合相談	長寿福祉課	42ページ
	3) 生活不安の解消に向けた事業	介護保険課	42ページ
	4) 認知症サポーター養成講座	長寿福祉課	42ページ
④社会参加の強化と 孤独・孤立の予防	1) 高齢者学級開設事業	生涯学習課	43ページ
	2) 高齢者の居場所づくり（再掲）	長寿福祉課 社会福祉協議会	43ページ
	3) 高齢者が交流できる機会の提供（再掲）	長寿福祉課	43ページ
	4) 認知症カフェ	長寿福祉課	43ページ

(4) 子ども・若者への取組

施策の方向	施策	実施団体	掲載ページ
①子ども・若者向けの相談支援を更に推進	1) 「いじめ相談ホットライン」の運営	学校教育課	44ページ
	2) タブレット端末等を用いた相談の実施	学校教育課	44ページ
	3) 面接による相談(教育相談推進事業)	生涯学習課	44ページ
	4) 電話相談「やまびこ電話」(教育相談推進事業)	生涯学習課	44ページ
	5) リーフレットの配布・配架	健康づくり課 学校教育課 社会福祉課	44ページ
	6) 子どもの成長を支える講座	生涯学習課	44ページ
	7) 特別支援教育推進事業	学校教育課	44ページ
②児童生徒のSOSの出し方教育の推進	1) SOSの出し方等に関する教育の実施	学校教育課	45ページ
③子ども・若者の健全育成に資する各種取組を推進	1) 子どもの学習支援事業	社会福祉課	45ページ
	2) 「チーム学校」実現事業	学校教育課	45ページ
	3) 青少年教育推進事業	生涯学習課	45ページ
	4) 自信がもてる子育て講座	生涯学習課	45ページ
	5) 子どもの居場所づくりコーディネート事業	こども家庭課	45ページ
	6) 人権に関する指導	学校教育課	45ページ
	7) 性に関する指導	学校教育課	45ページ
	8) 補導活動等(青少年教育センター事業)	生涯学習課	45ページ
④子育てをしている保護者への支援の強化	1) 子育て世帯が集う機会の提供(再掲)	子育て支援課	46ページ
	2) 一体的相談支援の実施	こども家庭課 子育て支援課 健康づくり課	46ページ
	3) ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	46ページ
	4) 児童発達支援センターの運営	子育て支援課	46ページ
	5) 子育て短期支援事業	こども家庭課	46ページ
	6) 母子生活支援施設入所に関する支援	こども家庭課	46ページ
	7) 家庭児童相談事業	こども家庭課	46ページ
	8) 児童虐待防止対策事業	こども家庭課	46ページ
	9) 障がい児に向けた福祉サービスの実施	障がい福祉課	46ページ
	10) 養育支援訪問(再掲)	健康づくり課	47ページ
	11) 伴走型相談支援及び 出産・子育て応援給付金事業(再掲)	健康づくり課	47ページ



(5) 女性への取組

施策の方向	施策	実施団体	掲載ページ
①妊産婦等への支援の充実	1) 一体的相談支援の実施（再掲）	こども家庭課 子育て支援課 健康づくり課	48ページ
	2) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）	健康づくり課	48ページ
	3) 母子健康手帳の交付	健康づくり課	48ページ
	4) 妊婦健康診査	健康づくり課	48ページ
	5) 産婦健康診査	健康づくり課	48ページ
	6) 不妊・不育症治療費助成事業	健康づくり課	48ページ
	7) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業（再掲）	健康づくり課	48ページ
②コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援	1) 母子家庭等自立支援事業（再掲）	こども家庭課	49ページ
	2) 相談事業及びマザーズコーナー	沼津公共職業安定所	49ページ
③困難な問題を抱える女性への支援	1) 困難な問題を抱える女性支援推進等事業	社会福祉課	49ページ
	2) 母子生活支援施設入所に関する支援（再掲）	こども家庭課	49ページ

第5章 計画の推進体制等

第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

(1) 行政

本計画の進行管理をするとともに、各主体と連携・協働し、計画を推進します。

(2) 関係団体

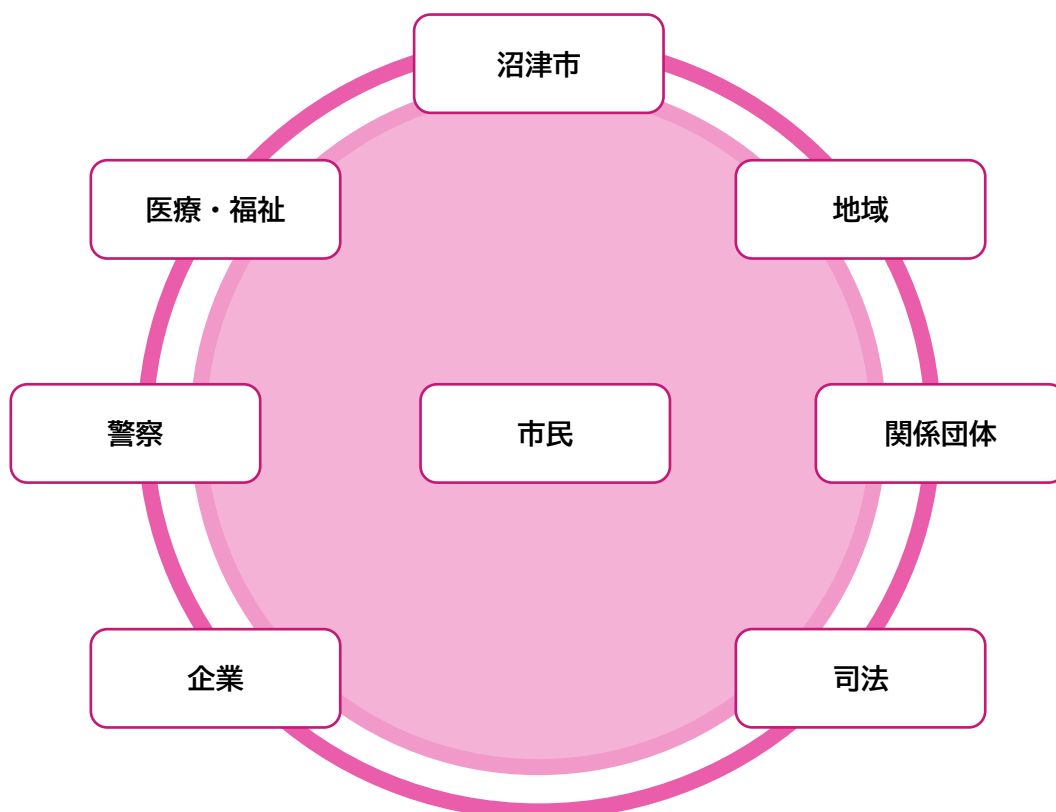
保健、医療、福祉、労働、教育、法律その他の自殺対策に関係する団体は、それぞれの活動内容の特性等に応じて連携・協働のもと、積極的に自殺対策に参画します。

(3) 企業

企業は、雇用する労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図るとともに、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画します。

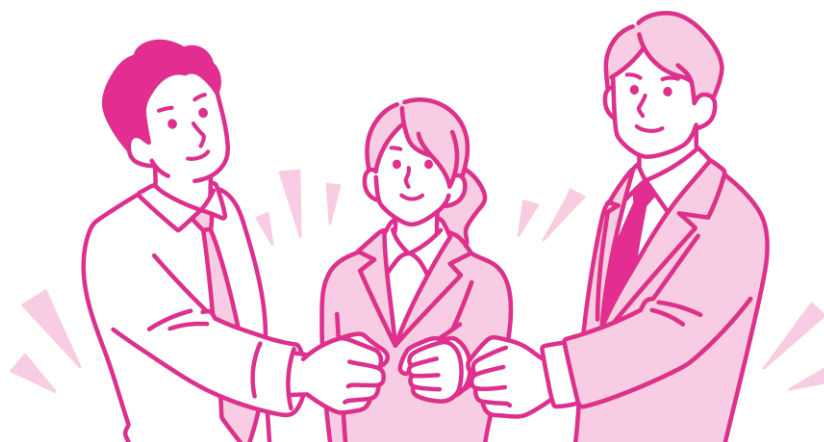
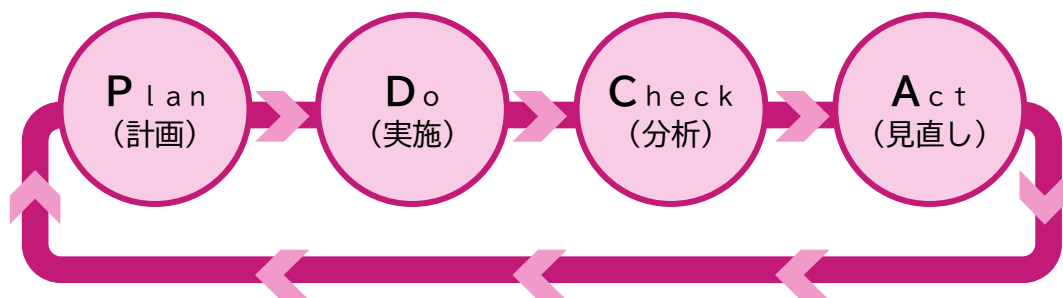
(4) 市民

市民は、自殺の状況や自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺が社会全体の問題であり「誰にでも起こり得る危機」であることを認識し、主体的に自殺対策に取り組みます。



2 計画の進行管理

本計画は、毎年度PDCAサイクルを用いた進行管理を行います。このPDCAサイクルの視点を活用した見直しや施策の改善を行うことで、常に実効性のある施策が実施できるように努めます。また、自殺対策はその性質上、緊急性や柔軟性が求められることもあるため、必要に応じて計画自体の見直しを行うこともあります。



第6章 資料編

第6章 資料編

1 沼津市内の相談機関・医療機関一覧（令和5年8月現在）

こころの悩みに関する相談機関一覧



Proud NUMAZU

話したら、何か変わるかもしれません。

SNS 相談 1～2ページ		子ども・青少年 の悩み 3ページ	
子ども・子育て の悩み 4ページ	心・体・生き方 の悩み 5～7ページ	職業・就労 の悩み 8ページ	
消費生活・経済 の悩み 9ページ	福祉・介護 の悩み 10ページ	沼津市内の こころの 医療機関 11ページ	

沼津市



チャイルドライン チャット相談

NPO 法人チャイルド
ライン支援センター

18歳以下の子どもを対象に、
電話相談と、チャットによる
オンライン相談を実施

<https://childline.or.jp/>

電話相談

☎0120-99-7777
16:00~21:00

チャット



♡ひとことメモ♡

あなたの声かけで救われる人がいます

悩んでいる人に声をかけ、寄り添う人のことを「ゲートキーパー」といいます。

もし、身近に悩んでいる人がいたら、やさしく声をかけてあげてください。きっと救われる人がいます。難しい悩みを抱えていて、どうしてあげたらいいかわからない場合は、この冊子を紹介してください。

静岡県うちあけダイヤル LINE 相談

学校、家庭、病気、経済的なこと、
不安・ストレス、その他についての

LINE アプリによる相談
(概ね 40 歳未満の若者を対象)

平日 14:00~22:00
土日祝日 14:00~21:00

LINE 友だち追加



あなたのいばしょ チャット相談

NPO 法人あなたのいばしょ

24時間365日、年齢や性別を
問わず、誰でも無料・匿名で利用
できるチャット相談窓口

チャット



ゲートキーパーの詳細はこちらから



10代20代女性のための LINE 相談

NPO 法人 BOND プロジェクト

毎週月曜日・水曜日・木曜日
金曜日・土曜日
10:00~22:00
(21:30まで受付)

LINE 友だち追加



生きづらびっと

NPO 法人 自殺対策支援センター
ライフリンク

月・水・金 11:00~22:30
火・木・日 17:00~22:30
(いずれも22:00まで受付)
土 11:00~16:30
(16:00まで受付)

LINE または WEB から相談可能
<https://yorisoi-chat.jp/>



こころのほっとチャット

NPO 法人東京メンタルヘルス・スクエア

年齢・性別を問わず相談対応

LINE・Facebook @kokorohotchat

チャット https://www.npo-tms.or.jp/public/kokoro_hotchat/

LINE



Facebook



ウェブチャット



毎 日 第1部 12:00~15:50 (15:00まで受付)
第2部 17:00~20:50 (20:00まで受付)
第3部 21:00~23:50 (23:00まで受付)
月 曜 日 4:00~6:50 (6:00まで受付)
毎月1回 最終土曜日~日曜日 24:00~5:50 (5:00まで受付)

働く人の「こころの耳 SNS 相談」

働く方々の心身の不調や不安・悩み等
メンタルヘルスに関する相談

LINE 友だち追加

月曜日・火曜日 17:00~22:00 (21:30まで受付)
土曜日・日曜日 10:00~16:00 (15:30まで受付)
※祝日、年末年始を除く



子ども・青少年
の悩み



電話相談
やまびこ電話

学校生活、人間関係、家族関係、
進路、非行、不登校等の相談

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
10:00～19:00
☎055-951-7330

24時間子供
SOSダイヤル

いじめ問題や
その他の子どものSOS
全般についての相談

毎日 24 時間
原則として、電話をかけた所在
地の教育機関の相談機関に
つながります
☎0120-0-78310(なやみ言おう)

若者こころの悩み相談窓口

生きるのがつらくなった等
こころの悩みを抱える若者
(概ね 40 歳未満)
24 時間 365 日

静岡県健康福祉部
障害者支援局障害福祉課
☎0800-200-2326

面接相談

学校生活、対人関係、発達、子育て、
進路、非行、不登校等の相談

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
9:00～17:00
要予約

沼津市青少年教育センター
☎055-951-3440

沼津市いじめ相談
ホットライン

いじめを受けている子ども、
他の子がいじめを受けていることを
知っている子ども、
いじめを受けていることを知っている
(見た)保護者・地域の方からの相談

沼津市教育委員会学校教育課

沼津市いじめ相談ホットライン

🔍 検索

思春期健康相談室
ピアーズ・ポケット

恋愛・友達・将来のこと・
月経・妊娠・性感染症などの
体についての相談

水曜日 13:00～17:00
土・日曜日 10:00～17:00

沼津駅南口 沼津産業ビル1階
相談用 TEL: 055-952-7530
相談用 E-mail: shishunki@poem.ocn.ne.jp

子ども・子育て
の悩み



しずおか妊娠SOS相談

思いがけない妊娠等で悩んでいる人が、
安心して電話・メールで相談できる窓口

火・土曜日 13:00~17:00
☎080-7206-2409

静岡 妊娠SOS

🔍検索

静岡県

マミーズほっと
ステーションぬまづ

妊娠、出産、子育てに関する相談

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
8:30~17:15

沼津市保健センター(健康づくり課)
☎055-951-3687

母子健康相談

乳幼児の育児相談・栄養相談・
電話相談

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
8:30~17:15
(来所での相談は要予約)

沼津市保健センター(健康づくり課)
☎055-951-3480

ひとり親家庭相談

育児と仕事の両立、離婚前後の悩み、
こどもの進学費用、就労、
公的な援助制度等の相談

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
8:30~17:15

沼津市役所 1階 こども家庭課
☎055-934-4868(相談員直通)
相談用 E-mail: hitorioyashien@city.numazu.lg.jp

児童家庭相談

こどもの成長・養育・
家族関係のこと、
児童虐待等の相談

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
8:30~17:15

沼津市役所 1階 こども家庭課
☎055-934-4828

心・体・生き方
の悩み



精神科医による相談

精神的な悩み全般、
こころの健康についての相談

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
8:30～17:00
要予約

静岡県東部健康福祉センター
☎055-920-2087

傾聴ボランティア による傾聴

お話を聞いてほしい方、
お気軽にお越しください。

第4木曜日 13:30～15:00
会場：サンウェルぬまづ3階
ミーティングブース・相談室2
予約不要
(直接会場へお越しください)

傾聴ボランティア「うさぎ」



こころの電話

こころの問題についての悩み、
精神保健に関する相談

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
受付時間 8:30～11:45
13:00～16:30

※平日 17:00以降と土日祝日は、
「いのちの電話(静岡・浜松)」へ自動転送

相談員直通

☎055-922-5562(東部地域)

健康相談

来所及び電話による
健康(体とこころ)、禁煙、
健診結果等に関する相談

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
8:30～17:15
(来所での相談は要予約)

沼津市保健センター(健康づくり課)
☎055-951-3480

依存相談

薬物・アルコール・ギャンブル等
依存に関することで悩んでいる
本人及び家族の相談

原則第1水曜日
10:00～12:00 (要予約)
会場：東部総合庁舎4階

静岡県精神保健福祉センター
☎054-286-9245

女性相談

DV、女性の悩み、
LGBTに関する相談など

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
8:30～17:15

沼津市役所地下1階 社会福祉課
☎055-934-4825

あざれあ女性相談

DV、夫やパートナーとの関係、
こどもや家庭をめぐる悩みや
苦しみ等の電話相談、面接相談

月・火・木・金 9:00～16:00
水曜日 14:00～20:00
第2土曜日 13:00～18:00
(年末年始・8/13～8/15・祝休日除く)
※面接相談は要予約

相談員直通
☎055-925-7879

あざれあ男性電話相談

自分の生き方、家庭の問題、
仕事や健康の悩みなど

第1・3土曜日
13:00～17:00

相談員直通
☎054-272-7880

LGBT 電話相談

性のあり方に関する悩みや
困りごと
家族・職場・学校関係者も相談できます。
毎月第1火曜日
第3土曜日
18:00～22:00

ふじのくに LGBT 電話相談
☎0120-279-585

静岡県性暴力被害者支援センター SORA (そら)

性暴力の被害相談
☎#8891 (通話無料)
NTT ひかり電話からは
☎0120-8891-77
24時間 365日

インターネット相談「SORA チャット」
<https://sorachat.jp>

月～金曜日 14:00～20:00
(相談は24時間受付)
(祝日、12/29～1/3を除く。なお、8/13～
8/15、12/27～12/28及び1/4～1/5は
17:00に終了)

高次脳機能障害に 関する相談会

高次脳機能障害は、脳にダメージを受
けること(事故や脳卒中など)が原因で
起こります。生活上の困りごとや症状
について、医師・社会福祉士等へ相談
できます。

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
8:30～17:00
要予約

静岡県東部健康福祉センター
☎055-920-2087

よりそいホットライン

どんなひとの、どんな悩みにも
よりそって、一緒に解決する
方法を探します。

24 時間 通話料無料

一般社団法人
社会的包摂サポートセンター
☎0120-279-338

すみれ相談

ご家族や友人など大切な方を
自死で亡くされた方の面接相談

平日は静岡県精神保健福祉センターで、
第3水曜日は各健康福祉センターで行い
ます。

要予約 電話相談は随時受付

静岡県精神保健福祉センター
☎054-286-9245

静岡いのちの電話

自殺をはじめ、さまざまな悩みや心の
危機に直面している、孤独や不安に
苦しんでいる方への電話相談

毎日正午 12:00~21:00

☎054-272-4343

10:00~22:00

☎0570-783-556

毎月 10 日 24 時間(8:00~翌日 8:00)

☎0120-783-556

社会福祉法人 静岡いのちの電話

自死遺族のつどい 「東部わかちあい すみれの会」

自死遺族の方が悲しみや思いを
わかちあうための会

原則毎月第3土曜日

(令和5年 10 月は第4土曜日)

13:30~15:30 (受付 13:20~)

要予約・無料

会場 サンウェルぬまづ2階大会議室
または中会議室

静岡県精神保健福祉センター
☎054-286-9245

【ひきこもりの相談窓口】

相談機関	対象者・相談範囲	受付時間	電話番号
自立相談支援センター (沼津市役所社会福祉課)	生活困窮者	平日(第3月曜を除く) 土曜日 9:00~17:45	0120-86-1620
障がい者基幹相談支援センター (沼津市役所障がい福祉課)	障がいのある人	平日 8:30~17:15	055-934-4833
家庭児童相談室 (沼津市役所こども家庭課)	こどもがいる家庭		055-934-4828
沼津市教育委員会 学校教育課	不登校の小中学生 がいる家庭		055-934-4809
青少年教育センター (生涯学習課)	青少年の非行・不 登校の悩みをもつ 家庭	平日 9:00~17:00	055-951-3440
静岡県ひきこもり支援センター	ひきこもり全般	平日 10:00~12:00、 13:00~15:00	054-286-9219

職業・就労の 悩み



働く人の「こころの耳相談」 (電話・メール)

労働者やそのご家族、企業の人事労務担当者を対象に、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害の防止対策等についての相談

月・火曜日 17:00~22:00
土・日曜日 10:00~16:00
(年末年始・祝休日除く)

厚生労働省 ☎0120-565-455

メール相談

24時間受付(1週間以内に返信)
(土日祝日、年末年始は相談対応不可)
<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>
へアクセス

就職相談

学生からシニアの就職や子育て中の女性の再就職を支援するワンストップの相談窓口

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
9:00~17:00

しずおかジョブステーション東部
(静岡県東部県民生活センター内)
☎055-951-8229

総合労働相談

労働者、事業主を対象とした職場におけるトラブル等の相談

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
9:30~12:00
13:00~17:00

沼津労働基準監督署内
沼津総合労働相談コーナー
☎055-933-5830

労働相談

パワハラ、解雇、退職、賃金などの労働問題や職場のトラブルに関する相談(弁護士相談、メール相談も実施)

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
9:00~12:00
13:00~16:00

弁護士相談 毎月第2水曜日(要予約)

静岡県東部県民生活センター
(東部中小企業労働相談所)
☎0120-9-39610
☎055-951-9144

メール相談は
こちら



消費生活・経済
の悩み



消費生活相談

消費生活全般についての相談

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
8:30～17:15

沼津市役所2階 生活安心課
消費生活センター

☎055-934-4841

法テラス・サポートダイヤル

法的トラブル等でお悩みの方を
対象に、専門オペレーターがお問
合わせ内容に応じて、法制度や
相談機関・団体等を紹介

平日 9:00～21:00
土曜 9:00～17:00
(年末年始・祝休日除く)

日本司法支援センター(法テラス)
☎0570-078374(おなやみなし)
IP電話からは03-6745-5600

生活困窮相談

経済的な問題で困っている、
長く失業している、子どもが
ひきこもりやニートで悩んでいる等、
現在、生活していく上で、
悩みを抱えている人の相談

月～土曜日
(年末年始・祝休日・第3月曜日除く)
9:00～17:45

沼津市自立相談支援センター

☎0120-86-1620

☎055-922-1620

(生活保護のお問合せ)

自助努力では生活できない場合は、
下記までお問合せください。

沼津市役所地下1階 社会福祉課

☎055-934-4822

納税相談

市税を納期限までに納付できない
事情のある方の相談

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
8:30～17:15

沼津市役所2階 納税管理課
☎055-934-4731～4733

福祉・介護の
悩み



障がい者基幹相談支援センター での相談

地域で生活する障がいのある人
及びその家族等の相談に応じ、
各種サービスの利用など
地域生活に必要な支援を行います。

月～金曜日 8：30～17：15
(年末年始・祝休日除く)

障がい者基幹相談支援センター
(沼津市役所別館 障がい福祉課内)
☎055-934-4833

障がい者専門相談

沼津市内にお住まいの
障がい(身体・知的・精神)のある方・
ご家族などを対象に、
福祉制度・サービスの情報提供、
就労等についての相談

毎週土曜日 10：00～16：00
会場：サンウェルぬまづ3階 相談室2
相談無料(直接会場にお越しください)

障がい者専門相談連絡協議会
(サンウェルぬまづ)
☎055-922-2020

地域包括支援センター での相談

高齢者の方が住みなれた地域で
生活が維持できるよう、
地域の総合的な相談窓口として、
下記一覧のとおり設置しています。

沼津市基幹型地域包括支援センター
(沼津市役所別館 長寿福祉課内)
☎055-934-4865

【沼津市内の地域包括支援センター 一覧】

名称	担当地区	電話番号
はら地域包括支援センター	浮島、原	055-969-4055
あしたか地域包括支援センター	愛鷹	055-967-2988
片浜・今沢地域包括支援センター	片浜の一部・今沢	055-969-7050
かなおか地域包括支援センター	金岡	055-921-2022
かどいけ地域包括支援センター	門池	055-939-6700
きせがわ地域包括支援センター	大岡	055-954-0755
千本地域包括支援センター	第一・第二・片浜の一部・第四	055-962-5932
第五地域包括支援センター	第五	055-939-8022
かぬき地域包括支援センター	香貫・大平・第三	055-933-3671
三浦・戸田地域包括支援センター	静浦・内浦・西浦・戸田	055-919-5571

【沼津市内のこころの医療機関】

	名 称	住 所	電話番号
病 院	沼津中央病院	沼津市中瀬町 24-1	055-931-4100
	ふれあい沼津ホスピタル	沼津市市道町8-6	055-962-3530
診 療 所 ・ ク リ ニ ック	大手町クリニック	沼津市大手町3-1-2 エイブルコア6階	055-962-7371
	心療内科ゆうゆう	沼津市高沢町3-15 エンゼルパークビル2階	055-929-1300
	すぎやまメンタルクリニック	沼津市黒瀬町2	055-960-7915
	てらだ医院	沼津市原 1702-12	055-967-1286
	ひろメンタルクリニック	沼津市大手町5-11-3 ラピュータービル2階	055-954-5155
	ふれあい沼津クリニック	沼津市本字下一丁田 878-2	055-964-5070
	佐藤医院	沼津市大岡日吉 1699-6	055-962-5479

※予約制の医療機関が多いため、受診を希望する場合は事前に電話にてお問い合わせください。

いろいろ悩むより、誰かに相談してみませんか？

沼津市保健センター（健康づくり課）

沼津市八幡町 97

TEL：055-951-3480(代)

掲載されている内容は、各相談機関のリーフレットやHPの内容を引用しています。

相談機関の情報は、随時変わる可能性があります。

2 いのち支える沼津市自殺対策行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 いのち支える沼津市自殺対策行動計画（以下「自殺対策行動計画」という。）を策定するため、いのち支える沼津市自殺対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺対策行動計画の策定に係る協議をすること。
- (2) その他自殺対策行動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 政策推進部長
- (4) 財務部長
- (5) 市民福祉部長
- (6) 産業振興部長
- (7) 生活環境部長
- (8) 都市計画部長
- (9) 建設部長
- (10) 水道部長
- (11) 病院事務局長
- (12) 教育次長

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は市民福祉部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を所掌し、会議の長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(策定主任会議)

第5条 委員会に策定主任会議を置く。

2 策定主任会議は、別表に掲げる課等課長補佐級にある者をもって組織する。

3 策定主任会議に議長及び副議長を置き、議長は健康づくり課長を、副議長は健康づくり課長補佐をもって充てる。

- 4 策定主任会議は、計画原案の作成及び調査研究に係る事務を所掌する。
- 5 策定主任会議は、議長が招集する。
- 6 策定主任会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 7 議長は、策定主任会議を代表し、会議の長となる。
- 8 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 9 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民福祉部健康づくり課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表（第5条関係）

部 等	課 等
総務部	人事課
政策推進部	広報課 地域自治課 生活安心課
財務部	資産活用課 納税管理課
市民福祉部	市民課 国民健康保険課 健康づくり課 看護専門学校 社会福祉課 子育て支援課 こども家庭課 長寿福祉課 介護保険課 障がい福祉課
産業振興部	商工振興課
生活環境部	クリーンセンター収集課
都市計画部	まちづくり指導課
建設部	道路管理課 住宅営繕課
水道部	水道サービス課
病院事務局	医事課
教育委員会事務局	学校教育課 教職員研修センター 生涯学習課 図書館

3 いのち支える沼津市自殺対策行動計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 いのち支える沼津市自殺対策行動計画（以下「自殺対策行動計画」という。）の策定にあたり、広く市民からの意見を求めるため、いのち支える沼津市自殺対策行動計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、自殺対策行動計画の案について内容を協議し、いのち支える沼津市自殺対策行動計画策定委員会に意見を提言する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉・労働・司法に関する団体等から推薦を受けた者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、自殺対策行動計画策定終了時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を進行する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民福祉部健康づくり課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

4 いのち支える沼津市自殺対策行動計画策定懇話会 委員名簿

	役職	氏名	所属団体名等
1	会長	杉山 直也	一般社団法人 沼津医師会
2	副会長	光 林 治	沼津商工会議所
3	委員	福田 正秀	社会福祉法人 沼津市社会福祉協議会
4	委員	加藤 和幸	沼津市民生委員児童委員協議会
5	委員	坂井 康一	沼津市基幹型地域包括支援センター
6	委員	渡 邊 悟	沼津市自立相談支援センター
7	委員	神谷 美里	静岡県東部健康福祉センター
8	委員	平野 輝充	沼津労働基準監督署
9	委員	玉井 新一郎	沼津市校長会
10	委員	松 岡 孝	日本司法支援センター静岡地方事務所沼津支部 法テラス沼津法律事務所
11	委員	川島 ひろみ	公募委員

(敬称略・順不同)

5 調査票：沼津市民のこころの健康と自殺対策に関する意識調査

沼津市民のこころの健康と自殺対策に関する意識調査**調査ご協力をお願い**

日ごろから、市政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

市では、令和5年度に策定予定の沼津市自殺対策行動計画の基礎資料とするため、こころの健康と自殺対策に関する意識等についてアンケート調査を実施することにいたしました。

調査の実施にあたっては、7月20日時点での住民基本台帳に基づき、18歳以上の市民1,900人を無作為で選ばせていただきました。

本調査は無記名であり、結果については統計的な処理を行いますので、あなたの個人情報が外部に漏れたり、ほかの目的に使用されたりすることは決してありません。

本調査の主旨をご理解いただき、アンケート調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和4年9月

沼津市長 **頼重 秀一**

ご記入にあたってのお願い

- 必ず封書宛名のご本人が記入してください。（なお、本人に聞き取った上での代筆は可）
- アンケートは、令和4年9月1日現在の状況をご記入ください。
- あなた自身の考え方を、ありのままにお答えください。
- 回答にあたっては、鉛筆又はボールペンで記入し、間違った場合は消しゴムで消すか、二重線又は×印により訂正いただくようお願いいたします。
- ご記入が済みましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて、**9月30日（金）**までに、投函してください。（切手は必要ありません）
- 記入上の不明な点、調査についてのお問い合わせは下記までお願いします。

（担当）沼津市保健センター（健康づくり課） 自殺対策行動計画担当

電 話 055-951-3480 / F A X 055-951-5444

E-mail/ kenkou@city.numazu.lg.jp

アンケートの
ご投函期日

令和4年9月30日（金）まで

同封の返信用封筒にてご返信ください。（切手は必要ありません）

1. あなた自身のことについておたずねします

問1 あなたの性別をお答えください。(○は1つ)

1 男性 2 女性 3 その他

問2 あなたのお住まいの地区をお答えください。(○は1つ)

1 第一 2 第二 3 第三 4 第四 5 第五 6 大岡 7 金岡
8 門池 9 片浜 10 今沢 11 大平 12 静浦 13 内浦 14 西浦
15 愛鷹 16 原 17 浮島 18 戸田 19 わからない()

問3 あなたの年齢は、おいくつですか。

() 歳 (令和4年9月1日現在)

問4 あなたの主なご職業をお答えください。(○は1つ)

1 勤めている(常勤) 2 勤めている(パート・アルバイト)
3 自営業 4 会社等の役員
5 自由業 6 専業主婦・主夫
7 無職 8 学生
9 その他()

問5 現在、同居している方はいますか。自分から見た続柄(義理関係等を含む)をお答えください。
(あてはまる番号すべてに○)

1 ひとり暮らし 2 配偶者 3 子ども 4 父親 5 母親
6 祖父 7 祖母 8 兄弟姉妹 9 その他()

2. あなたの悩みやストレスについておたずねします

問6 あなたは、この1か月の間に不満、悩み、苦勞等によるストレスがありましたか。(○は1つ)

1 大いにあった 2 多少あった 3 あまりなかった 4 全くなかった

問7へ

問6で、「1 大いにあった」、「2 多少あった」と回答した方にお聞きします。

問6-1 それはどのような事柄が原因でしたか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 家庭問題 | (家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病 等) |
| 2 健康問題 | (自分の病気の悩み、身体の悩み 等) |
| 3 経済生活問題 | (倒産、事業不振、負債、失業 等) |
| 4 勤務問題 | (転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働 等) |
| 5 男女問題 | (失恋、結婚をめぐる悩み 等) |
| 6 学校問題 | (いじめ、学業不振、教師や友人との人間関係 等) |
| 7 その他 | () |

問7 自分なりのストレス解消法がありますか。(○は1つ)

1 ある 2 ない

問8 あなたは、悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じますか。(○は1つ)

1 そう思う 2 どちらかというと思う
3 どちらかというとは思わない 4 そうは思わない 5 わからない

問9 あなたは、心の健康に不安を感じたときに、医療機関を受診しますか。(○は1つ)

1 する ⇒ 3ページ問10へ 2 しない 3 わからない ⇒ 3ページ問10へ

問9で、「2 しない」と回答した方にお聞きします。

問9-1 医療機関を受診しない理由は次のうちどれですか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| 1 どこに受診したらよいかわからないから | 2 治療しなくても自然に治ると思うから |
| 3 治療にお金がかかるから | 4 治療内容に不安や抵抗があるから |
| 5 受診する時間がないから | 6 周囲の人に知られたくないから |
| 7 多少不安があっても重大な病気とは思わないから | |
| 8 以前受診したことがあるが、効果が無かったから | |
| 9 その他 () | |

3. 自殺に関することについておたずねします

問10 あなたは、自殺についてどのように思いますか。次の①から⑥について、あなたの考えに最も近いものに○をつけてください。（○はそれぞれ1つ）

	そう 思う	やや そう思う	ややそう 思わない	そう 思わない	わからない
【記入例】					
⑤ 自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である	1	2	③	4	5
① 生死は最終的に本人の判断に任せるべきである	1	2	3	4	5
② 自殺せずに生きていけば良いことがある	1	2	3	4	5
③ 自殺する人は、直前まで実行するかやめるか気持ちが揺れ動いている	1	2	3	4	5
④ 自殺する人は、よほどつらいことがあったのだと思う	1	2	3	4	5
⑤ 自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である	1	2	3	4	5
⑥ 責任を取って自殺することは仕方がない	1	2	3	4	5

問11 あなたは、もし身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、どう対応するのが良いと思いますか。以下の中であなたの考えに最も近いものに○をつけてください。（○は1つ）

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1 相談にのらない、もしくは、話題を変える | 2 「死んではいけない」と説得する |
| 3 「つまらないことを考えるな」としかる | 4 「頑張って生きよう」と励ます |
| 5 「死にたいくらい辛いんだね」と共感を示す | 6 「専門家に相談した方がよい」と提案する |
| 7 ひたすら耳を傾けて聞く | 8 その他（ ） |
| 9 わからない | |

問12 あなたは、これまでの人生のなかで、本気で自殺をしたいと考えたことがありますか。（○は1つ）

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1 自殺したいと思ったことがない | ⇒ 5 ページ問14へ |
| 2 1年以上前に自殺したいと思ったことがある | 3 最近1年以内に自殺したいと思ったことがある |

問12で、「2 1年以上前に自殺したいと思ったことがある」、「3 最近1年以内に自殺したいと思ったことがある」と回答した方に、次ページから、あなたの自殺に関する出来事や意識についてお聞きします。

回答を負担に感じる方は、回答していただくなくても構いません。

その場合、5 ページ問14から引き続きご回答ください。

4. 自殺したいと考えたことについておたずねします

問12で、「2 1年以上前に自殺したいと思ったことがある」、「3 最近1年以内に自殺したいと思ったことがある」と回答した方にお聞きします。

問13 自殺したいと考えたとき、どのように対処しましたか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった
- 2 医師やカウンセラーなど心の健康に関する専門家、弁護士や司法書士、公的機関の相談員等、悩みの元となる分野の専門家に相談した
- 3 家族や恋人など身近な人が悲しむことを考えた
- 4 できるだけ休養を取るようにした
- 5 趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた
- 6 将来を楽観的に考えるようにした
- 7 我慢した
- 8 自殺を試みたが、死にきれなかった
- 9 まだ「思いとどまれた」とは言えない
- 10 その他 ()
- 11 特に何もしなかった

問13で、「3 家族や恋人など身近な人が悲しむことを考えた」「4 できるだけ休養をとるようにした」、「5 趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた」、「6 将来を楽観的に考えるようにした」、「7 我慢した」「8 自殺を試みたが、死にきれなかった」「9 まだ「思いとどまれた」とは言えない」「10 その他」「11 特に何もしなかった」と回答した方にお聞きします。

問13-1 そのときに、誰にも相談しなかった理由はなぜですか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 自分の力で対処できると考えた
- 2 自分ひとりの力で対処すべきだと考えた
- 3 遠慮して誰にも相談できない
- 4 相談できる相手がいない
- 5 かつて相談した際に不快な思いをした
- 6 どこに相談したらよいか分からない
- 7 相談することが恥ずかしい
- 8 その他 ()
- 9 答えたくない

5. 自殺対策・予防等についておたずねします

問14 あなたは、次の公的制度・サービス等をご存じですか。次の①から⑥について、それぞれ該当するものに○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

	内容まで知っていた	聞いたことがあるが、内容は知らない	知らなかった
【記入例】			
③ 若者こころの悩み相談	1	②	3
① いのちの電話 ※1	1	2	3
② LINE相談 ※2	1	2	3
③ 若者こころの悩み相談 ※3	1	2	3
④ 自死遺族相談 ※4	1	2	3
⑤ 自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発キャンペーン ※5	1	2	3
⑥ ゲートキーパー ※6	1	2	3

※1 自殺をはじめ、さまざまな悩みやこころの危機に直面している、孤独と不安に苦しんでいる等の相談

※2 SNSやTwitterによる相談

※3 生きるのがつらくなった等、こころの悩みを抱える若者(概ね40歳未満)またはその家族の相談

※4 ご家族や友人等大切な方を自死で亡くされた方の相談

※5 自殺予防週間(9/10~16)、自殺対策強化月間(3月)にあわせた普及啓発キャンペーン

※6 自殺のサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと

問15 今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要になると思いますか。

(あてはまる番号すべてに○)

1 様々な悩みに対応した相談窓口の設置	2 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
3 子どもの自殺予防	4 若年層の自殺予防
5 高齢者の孤立を防ぐ対策	6 精神科医等の専門医へ受診しやすい環境づくり
7 かかりつけ医や精神科医、相談機関等の連携	8 地域やコミュニティを通じた見守り・支えあい
9 自殺に関する広報・啓発	10 自殺予防のための人材養成
11 自殺未遂者の支援	12 自死遺族等の支援
13 その他 ()	14 特になし

問18 新型コロナウイルス感染症とその対策において、あなたの生活に最も大きく影響しているのは次のうちどれですか。(〇は1つ)

- | | |
|------------|------------|
| 1 感染予防 | 2 外出自粛への対応 |
| 3 育児・教育 | 4 流通・買い物 |
| 5 働き方や企業活動 | 6 運動・健康維持 |
| 7 医療・介護 | 8 その他 () |
| 9 特にない | |

問18で、「1」～「8」(影響があった)と回答した方にお聞きします。

問18-1 その影響について誰かに相談しましたか。(あてはまる番号すべてに〇)

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 家族または友人・知人 | 2 幼稚園・保育園・学校等の職員 |
| 3 職場の上司・同僚 | 4 かかりつけ医など医療機関 |
| 5 地域包括支援センター | 6 市社会福祉協議会 |
| 7 行政機関(市役所・保健所など) | 8 弁護士・司法書士 |
| 9 その他 () | 10 相談しなかった |

問18-1で、「10 相談しなかった」と回答した方にお聞きします。

問18-1-1 相談しなかった理由はなぜですか。(あてはまる番号すべてに〇)

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1 悩みや不安を知られたくないから | 2 相手に負担をかけたくないから |
| 3 相談しても解決しないと思うから | 4 どこに相談していいのかわからないから |
| 5 自分で解決すべきだと思うから | 6 適切な相談相手がいないから |
| 7 その他 () | 8 特に理由はない |

7. 自由意見

問19 こころの健康づくりや自殺対策等に関するご意見・ご要望等ございましたら、自由にお書きください。

<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
--

質問は以上でおわりです。

ご協力いただきましてありがとうございました。
ご記入いただいたこの調査票は、**令和4年9月30日(金)**までに、
3つ折りで同封の返信用封筒に入れてお送りください。

6 自殺対策基本法

平成十八年法律第八十五号

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

- 第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
 - 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
 - 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
 - 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の実情に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二八年三月三〇日法律第一一号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

第2次いのち支える沼津市自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのないまち ぬまづ～

令和6年3月 沼津市市民福祉部健康づくり課

〒410-0881

静岡県沼津市八幡町97（沼津市保健センター）

TEL:055-951-3480 FAX:055-951-5444



沼 津 市